

一九〇六年江北の水害・飢饉と救荒活動

堀地, 明
北九州市立大学

<https://doi.org/10.15017/25825>

出版情報：九州大学東洋史論集. 33, pp.174-210, 2005-05-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

一九〇六年江北の水害・飢饉と救荒活動

堀地 明

はじめに

広大な国土を有する中国は、古来より自然災害が多発する災害大国であり、現代においても水害・旱害・虫害等の自然災害は多発している。近年における大規模な自然災害としては、一九九八年に発生した長江中流域の大水害が未だ記憶に新しい。自然災害の発生と展開において、国家と社会が即応的かつ周到な措置を講じないなら、飢餓や疫病が発生・蔓延し、時には民衆反乱の発生も招き、災害による社会的損失は自然的要因から人災的な要素を帯びてくるものとなる。災害に対して如何に対応するかという問題は、中国歴代王朝の重大な関心事であった。それゆえに、自然災害及びそれによって発生する飢饉と飢饉救済は中国史研究の重要な課題として研究が展開してきた。清代に限っても、災害と救済に関する中文研究文献は約一五〇編、研究整理は三編を数えるほどの活況を呈している(吳滔「一九九二・余新忠」[一九九六]・朱濤「二〇〇三」)。中国における災害史研究は、清末開港以降のものが特に多数を占める。その中でも、李文海が主導する一連の災害史料の整理編纂とそれを基礎とした研究(「一九九〇」[一九九一]「一九九四」[一九九五])が果たした役割は非常に大きい。近年では、夏明方「二〇〇〇」と康沛竹「二〇〇二」の専著が上梓されている。

従来、清末災害史研究において最も関心の高い研究課題は、光緒初年(一八七六～一八七九)の山西・河南・陝西・直隸・山東の華北五省に及んだ大旱害(丁戊奇荒)である。これをめぐっては、ボア「一九七二」・何漢威「一九八三」・高橋孝助「一九八六」[二〇〇〇 a b]・夏明方「一九九二」[一九九三]「一九九七」・楊劍利「二〇〇〇」等の研究が発表され、大旱害の原凶・被害規模・救済活動等諸相の詳細な解明がされてきた。これら研究の中で注目しているのは、飢饉救済活動での上海

を中心とする紳商層の活動である。高橋孝助〔一九八六〕は上海助賑公所と善堂の組織的救済活動を論じ、救済活動に關与した上海の善士・善人は官府の行政的限界を補填し、それに取って代わるうとしていたとする。高橋孝助〔二〇〇〇b〕は、上海で飢饉救済活動に活躍した善士経元善についての専論である。夏明方〔一九九三〕によれば、丁戊奇荒への救済活動は従来の官賑（荒政）に加えて、上海を中心とする江浙紳商が組織した、民捐民辦である義賑が行われるようになった。これは中国賑濟史上に新たな登場した新式の救済システムであり、従来の官賑よりも救済効果を高めた。さらに、義賑は官府の援助と保護を必要とし、官府の支配から完全に脱却したものではないが、その独立自主の傾向は注目し値すると論じる。楊劍利〔二〇〇〇〕も、丁戊奇荒における官賑の衰退と義賑の興起を述べる。三人の論者から、丁戊奇荒において、上海を中心とする紳商層の活動が飢饉救済活動に新たな胎動をもたらしていたことが鮮明に読み取れる。このような論調に対して、山本進〔二〇〇〇〕は紳商の義賑関与の動機を李鴻章の直隸統治上の財政負担を軽減し、洋務運動を間接的に支援することにあると求めている。吉澤誠一郎〔二〇〇〇〕は丁戊奇荒時の天津における人身売買の対策として、江南の有志により津河広仁堂と称する善堂が新設されたことを論じる。しかし、清末災害史研究は丁戊奇荒を除くと個別研究は低調であり、多くは具体性に乏しく概括的で深さを缺如した研究が依然として多数である。

本稿は事例研究を通じて清末災害史研究を前進させるべく、光緒三二（一九〇六）年に江蘇省北部（江北・蘇北）の徐州府・淮安府・海州における水害と飢饉、及び救荒活動を追跡するものである。救荒活動においては、官賑と義賑との関係、及び義賑と官方との関連も論じてゆきたい。江北は水害の多発地域として知られ、飢荒を逃れるために各地へ災民が流出する逃荒難民を析出した地方である（王日根〔一九九四〕・池子華〔一九九六〕〔一九九九〕）。道光年間には災民の頭目（災頭）により開賑が発生し、また江北の逃荒難民は江南地方でしばしば搶米を引き起こしていた（堀地明〔二〇〇三〕〔二〇〇四〕）。王葉紅〔二〇〇一〕は、光緒三二（一九〇六）年江北水害を論じた唯一の先行研究であり、官賑と義賑との連携を述べるが、わずかに二頁で典拠史料の提示は一切なく、札記の類に属する文章である。主要史料は盛宣懷『愚見存稿』と判明したが、この史料も十全に分析されているとは到底言えない。本稿では、日本外務省記録中より発見した日本語史料『江北飢饉調査報告書』と上海の日刊新聞『申報』、『愚見存稿』をはじめとする文集に収録された奏摺・電文等の官文書を用いる。なお、本稿では清朝の暦を用いて年月日を表記し、文中で頻出する「賑」は「振」とも記すが、本稿では書名と史

料原文を除き「賑」に統一する。

一 『江北飢饉調査報告書』及び江北の自然環境と社会経済

(1) 『江北飢饉調査報告書』について

『江北飢饉調査報告書』は外交史料館外務省記録六一三一八—四、変災及び救済関係雑件、中部支那江北飢饉救恤ノ件に収められている。表紙には、「(明治)四十一年十一月九日記録編接受」との印記がある。明治四〇年一月八日に上海総領事館南京分館主任副領事は、外務大臣宛に「兩江地方餓饉狀況報告ノ件(外務省記録同前)」を送付しており、該報告書はその付帯文書であったと比定できる。本報告書には著者と発行日時は記されていない。記述内容の月日は光緒三二(明治三九年、一九〇六)年十一月が最晩であり、光緒三三年の諸策については記述はなく、光緒三二年末に完成したものと想定される。総頁数は三六八頁で地図一枚と表八枚を含むが、頁数は付されていない。著者については、用箋版心に「東亜同文會用紙」との印刷があることから、東亜同文會が上海総領事館南京分館の委託を受け調査し作成したものと考えられ、複数の筆跡より作成は個人ではなく数人の共同作業によるものである。

目次は下記の通りである。頁数は不記なので、引用にさいしては「第一章第一節」のように略記して典拠を提示する。

第一章飢饉地理

第一節位置境界区画、第二節地勢、第三節河湖、第一款河、第二款運河、第三款湖、第四節人口及面積、第五節江北人民ノ氣風、第六節地方人民ノ生活程度、第七節産業、第八節交通

第二章飢饉ノ原因

第一節出水狀況、第二節各被害地狀況、第三節物価ノ騰貴

第三章飢饉民ノ慘状及其影響

第一節飢民ノ總數、第二節飢民ノ概況、第三節飢饉ノ影響、第一款政治上ニ及ボス影響、第二款産業上ニ及ボス影

響

第四章救済

第一節官憲ノ救済、第一款留養、第二款資遣回籍及截留、第三款地方ニ対スル救済、第四款以工代賑、第二節救済資金、第三節民間及外国人ノ救済

第五章結論

内容的には、奏摺・電文・新聞史料等の中文史料と重なる部分もあるが、独自の調査をふまえた詳細な記録である。特に救荒活動の現場担当官からの聴取と章程・統計等が収録されており、総督・巡撫等の文書にないものを多数含む第一級の史料と評価できる。

(2) 江北の自然環境と社会経済

後掲の地図を一目して分かるように、江北地方は広大な平野であり、徐州府と安徽との、海州と山東との省境付近を除いて山地はほぼ存在しない。大運河と塩運河を南北の大動脈として小河川が毛細血管の如く縦横し、洪沢湖をはじめ、大縦湖・白馬湖等の大湖が散在する沢園である。黄河は咸豊五(一八五五)年に北流して渤海湾に注ぎ、光緒三十二年当時は旧河道に淤泥が残るのみとなっていた。淮河は流れが弱く、その水流は旧黄河の淤泥に阻まれ、容易に海に流れ出なかった¹⁾。湖は淤泥のために蓄水量を減少させ、減水期の冬季には葦草が生える盆地となっていた。多くの河川が湖に流れ込んでいたが、淤泥堆積のために湖の貯水機能は低く、大雨で増水すると、水は湖から溢れ、平野は瞬く間に大湖と化するが常であった²⁾。河川と運河も淤塞に起因し、大雨により容易に決壊した³⁾。清朝は江北の水害対策として黄河河堤に柳を植林したが、数年すると民に伐採され、柳は薪となってしまう。また、上流の河南では江北の水災対策のため森林伐採を禁止したが、河南の人々には利害が実感されず厳守されなかった⁴⁾。長年にわたり、水利事業が実施されず淤泥が堆積していたことが、水害を頻発させる要因となっていたのである。

徐州府 淮安府・海州は、連年の水災と太平天国及び河南の捻軍のため、民は四散して人口は減少し、光緒三二年にお

ける推定人口は八〇〇〜九〇〇万人である⁵⁾。淮安府の山陽・阜寧・塩城の各県では多少とも米穀を生産していたが、それ以北の地域は大小麦・豆・落花生・金針菜・馬蹄・クログワイ・甘薯等の雑糧を栽培していた。落花生と甘薯は淮安府の清河県と安東県に多く、豆と金針菜は徐州府の宿遷県が主であった。海州では小麦が多く栽培されるとともに、淮北塩も著名である。また、徐州府では土膏と称されるアヘンが一大特産物でもあった。江北の豆・落花生の生産は搾油業を盛行させていた。この時期、徐州府では黄豆(大豆)を原料とする搾油業の需要が伸び、多くの農民が搾油業に従事し、生産額は二〇〇万片に及んだ。大豆油は南方へ移出され、豆餅は「鎮江豆粕」として世に知られていた。淮安府清河県清江浦(清江)一帯でも大豆の搾油業と落花生油の生産が盛んであった。江北における商品流通の中心は清江浦であり、山東・安徽・鎮江への雑穀・油・豆餅の移出中継地となっていた。徐州府の「豆餅が「鎮江豆粕」と称されるのは、その移出先」の大宗が鎮江であり、該地より各地に流通するためである⁶⁾。

江北地方は連年の水災のため一般に貧困であり、農民の生活程度は低く、大富豪は存在しない。当地の古老の談によれば、上流階層である富紳は二〜五万両の資産保有者に過ぎず、都会第一流の富豪でも二〇〜三〇万両の資産しか有していなかった。ただし、海州の塩商は二〇〜三〇万両の資産家が多数であった。富紳は一郷に一家もしくは数郷に一家、富紳に次ぐ中流層は一郷に数家であった。富紳は絹布・羊裘を身につけ、家屋も広大であり、食事は贅を尽くし、江南の富豪に劣らなかつた。富紳とは、科挙合格者を輩出した大地主を指すものである。中流層は自耕地と多少の小作地を所有する農民であり、綿衣を纏い藁葺きの家屋に居住していた。圧倒的多数の細民は佃農であり、耕地を所有しておらず、泥土で困った家に住み、婚礼時を除き衣服は一張羅であった⁷⁾。

江北における主食は雑糧である。『江北飢饉調査報告書』が如実にその事情を伝えている。

米穀ハ此地方ノ特産物ナラズ、又此ノ地方ノ必需ノモノニモ非ズ、従テ其他ノ雑穀ニ就テ見シカ、之等ハ当地方住民ノ常食ニシテ、其豊凶ハ直ニ大関係ヲ及ボスベキモノニシテ⁸⁾

より詳しく見ると、清河県以北の地方では米を食すこと稀であった。階層別では、中流層は麦と玉米(トウモロコシ)を常食としていた。細民の主食は麦・緑豆・甘薯であり、取り立てて副食を食することはなく、月二回の定期市で農産物と日用品を物物交換する際に、一片の豚肉を入手し口にするのみであった。また、徐州府の農民は多く豆餅を食していた⁹⁾。

二 水害と飢饉

(1) 水害の発生と物価動向

光緒三二年夏期、河南と安徽は激しい降雨に見舞われ、鉄道等交通機関の往来が寸断された。両省の下流に位置する江北でも、四月以来の降雨は激しいものであった。海州の沐陽県では閏四月から七月上旬の九〇日間で、晴天はわずか七日を数えるのみで、半数の四五日は大雨ないしは小雨であり、その他は曇天であった。海州の東郷は五月から六月の交わりに水勢が激しく、田地・家屋に浸水し家畜も流された。徐州府宿遷県は閏四月二二〜二四日に疾風と雷雨が激しく、降雨量は九寸余りとなった。さらに、五月十八日にも大雨が六時間降り続いた。淮安府清河県では四〜九月の二〇六日中、降雨が七十二日、その内二四日は大雨であった。六月までに洪沢湖等の諸湖と淮河等の諸河及び大運河は雨水を吸収し、七月頃より一旦は減水したが、七月末日の大雨により吸水不能となり、水は漲溢し周囲の田地に浸水した¹⁰⁾。

表一は江北よりも南に位置する揚州府高郵県の大運河水標の推移を示したものである。五月二〇日から九月一〇日まで、通常水位を二メートルとすると、その二倍以上の四メートルを超え、七月一日に最高位五・四一メートルを記録している。夏秋の増水期とはいえ、相当の出水量である。光緒三二年七月に着任した両江総督端方は夏秋の大水は災いとなり、徐州府・海州・淮安府の銅山・邳州・宿遷・蕭縣・睢寧・山陽・安東・清河・桃源・阜寧・海州・沐陽・贛榆の一三州県は一片の汪洋と化し¹¹⁾、その罹災規模は十数年来ないものであると上奏している¹²⁾。また、端方は水害の要因として、第一には贛榆と海州の河口部の淤塞、及び徐州府の六塘河の淤塞のために、出水を蓄える機能が失われていたため、第二に降雨が三〜四箇月続いたためとしている¹³⁾。

表二〜四は各地の被災状況をまとめたものであり、地図は凶作の程度を图示した。被災していないのは、徐州府の豊県・沛県・碭山県のみで、その他は重度の相違はあれ、全て被害を被っている。地図を見ると、被災程度が大きいのは運河沿岸と沿海部であることが読み取れる。これは運河から水が溢れ出し被害を広げたこと、また海に流れ出るべき水が

表1. 光緒32年高郵水標の運河水位(m)

| | | |
|-----|-----|------|
| 3月 | 1日 | 2.02 |
| | 10日 | 2.02 |
| | 20日 | 2.02 |
| 4月 | 1日 | 2.02 |
| | 10日 | 2.02 |
| | 20日 | 2.02 |
| 閏4月 | 1日 | 2.02 |
| | 10日 | 2.02 |
| | 20日 | 2.02 |
| 5月 | 1日 | 2.05 |
| | 10日 | 2.24 |
| | 20日 | 3.55 |
| 6月 | 1日 | 4.03 |
| | 10日 | 4.38 |
| | 20日 | 5.12 |
| 7月 | 1日 | 5.41 |
| | 10日 | 5.25 |
| | 20日 | 5.34 |
| 8月 | 1日 | 5.22 |
| | 10日 | 4.9 |
| | 20日 | 4.64 |
| 9月 | 1日 | 4.35 |
| | 10日 | 3.97 |
| | 20日 | 3.65 |
| 10月 | 1日 | 3.2 |
| | 10日 | 3.01 |
| | 20日 | 2.66 |
| 11月 | 1日 | 2.3 |
| | 10日 | 2.24 |
| | 20日 | 2.11 |

※『江北飢饉調査報告書』第1章第2節より作成。

表2. 光緒32年における徐州府の被災状況

①州県別の被災重度(作柄分數)

- ・最重-宿遷・邳州・睢寧(ともに3分)
- ・次重-銅山・蕭(ともに6~7分)
- ・被害なし-豐・沛・碭山

②作物の被害等

- ・玉米・黄豆・山芋・蕎麥・小麦は被害大、大麦はやや収穫あり。
- ・豆餅は農民の食糧となり、鎮江へ全く流通せず。

③宿遷県の被災状況詳細

<麦の被害>

- ・1月の連雨により腐敗するもの多く、寒冷のため成長は不十分。
- ・3月に知県は作柄を約6分作と査定。
- ・収穫期の閏4月23~24日・28日に大雨で浸水し、未収穫の大小麦と収穫後、耕地乾燥の麦はともに流出、実際の収穫は50%程度。

<黄豆・玉米・アヘン>

- ・黄豆は流失し補種するも、すぐに出水により流出、収穫率30%程度。
- ・アヘンの被害額は3万両に及ぶ。

<家畜・家屋の被害>

- ・人畜の死傷者は少ない。
- ・家屋の損害は降雨のために非常に大。

※『江北飢饉調査報告書』第2章第2節より作成。

十分排水されなかつたことを示している。三府州とも、作物への被害は甚大であり、雑糧はほぼ壊滅的な打撃を受けている。表五より、高粱・玉米・落花生・甘薯・黄豆の播種期は五月、麦の収穫は四〜五月である。閏年であつた光緒三十二年は閏四月が通常年の五月となり、雑糧の播種期と麦の収穫期に相当する。農作物の被害が甚大なのは、播種期と収穫期に水害が来襲したためである。表三と表四より、海州と安東県の農民は流失した農作物を挽回するべく補種を行うが、度々の降雨のため成功しなかつた。安東県では、胡麻・麻・緑豆・大根等の種子価格が平年の一・八〜二倍と高騰した。また、泥土建築の家屋は長雨で破壊され、多くの細民が住居を失つた。

表3. 光緒32年における海州の被災状況

①州県別の被災重度(作柄分数)

- ・最重-沐陽(2分)
- ・次重-海州(2分、東郷は全村水没)
- ・次次重-贛榆(6分、高地で被害稍少)

②作物の被害状況

- ・大麦・豌豆の収穫は4~5割、小麦は2割。
- ・玉米・甘薯・蕎麦・大根はほぼ全滅。

③沐陽と海州の被災状況詳細

- ・両地は沂水と運河が合流し、汛の氾濫が最甚、諸被害地中で被害は最大。
- ・4~5月の雨で豌豆と大小麦が流出、特に小麦は収穫期で被害大。
- ・6月堤防が決壊し、東南西三郷の20余鎮は全て水没、飢死者多数。家屋は倒壊、家畜は全失、収穫は全くなし。すぐに飢饉が発生。
- ・北郷は高地で黄豆・紅黍等の収穫あり。
- ・三郷では減水時に甘薯・蕎麦・大根等を補種するが、降雨で流出し収穫なし。
- ・災民は住居もなく、衣類もなし。11月になっても減水せず。
- ・麦の種子は毎石80両の高値となり、翌年の大小麦の収穫は望めず。
- ・閏4月以降の降雨と曇天のため、海州の塩池は水没し産額激減、1斤12文の塩価は40~60文に。

※『江北飢饉調査報告書』第2章第2節より作成。

表4. 光緒32年における淮安府の被災状況

①州県別の被災重度(作柄分数)と被災状況

- ・最重-桃源(3~4分、夏作ほぼ流出)
- ・次重-安東(3~4分)・清河(清江浦5分、西北二郷の被災最重)
- ・次次重-山陽(8分、西北二郷被災最重、東南二郷やや被災を免れる)
阜寧(北郷全域が被害)

②作物の被害

- ・大小麦・高粱・麻が被害。
- ・落花生と甘薯は多少流失せず、耕地に残る。

③安東県の被災状況詳細

- ・閏4~5月の大雨で未収穫の大小麦はほぼ腐爛。玉米・黄豆の大半は流失、もしくは全腐爛。
- ・減水後に胡麻・麻・緑豆・大根を補種しようとするが、種子は高騰。極貧は衣類を質入れして種子を購入し、減水した高地に補種
- ・6月16日の大雷雨で補種した作物は全流出、農民は失望。地方官は蕎麦・菜種の補種を勧め、7月11~12日の降雨で再び流出す
- ・8月4日・7日・10日の大雨で平地は湖沼と化し、低地の落花生と甘薯は壊滅、大小麦は播種不可能に。10月減水後に大小麦は補種。
- ・種子は急騰し、緑豆・胡麻は毎斗1000~1500文で平年の1.8倍、大根は毎両120~130文で2.2倍に。
- ・泥土建築の家屋は大雨により壊れ、修繕するも乾燥する前に大雨で流され、民は住居を失う。
- ・人畜の被害は幸いなし。

※『江北飢饉調査報告書』第2章第2節より作成。

表5. 江北の主要農産物の播種期と収穫期

| | 播種期 | 収穫期 |
|-----|-----|------------|
| 麦 | 9月 | 4~5月 |
| 高粱 | 5月 | 7~8月 |
| 玉米 | 5月 | 7~8月 |
| 落花生 | 5月 | 8~9月 |
| 甘薯 | 5月 | 8月 |
| 黄豆 | 5月 | 8月 |
| 緑豆 | 6月 | 8月 |
| 米 | 6月 | 9月(早稲7~8月) |
| 蕎麦 | 7月 | 9月 |
| 大根 | 6月 | 10月 |

※『江北飢饉調査報告書』第1章第7節より作成。

<地図 水害による江北各地の凶作程度（『江北鐵道調査報告書』附図より作成）>

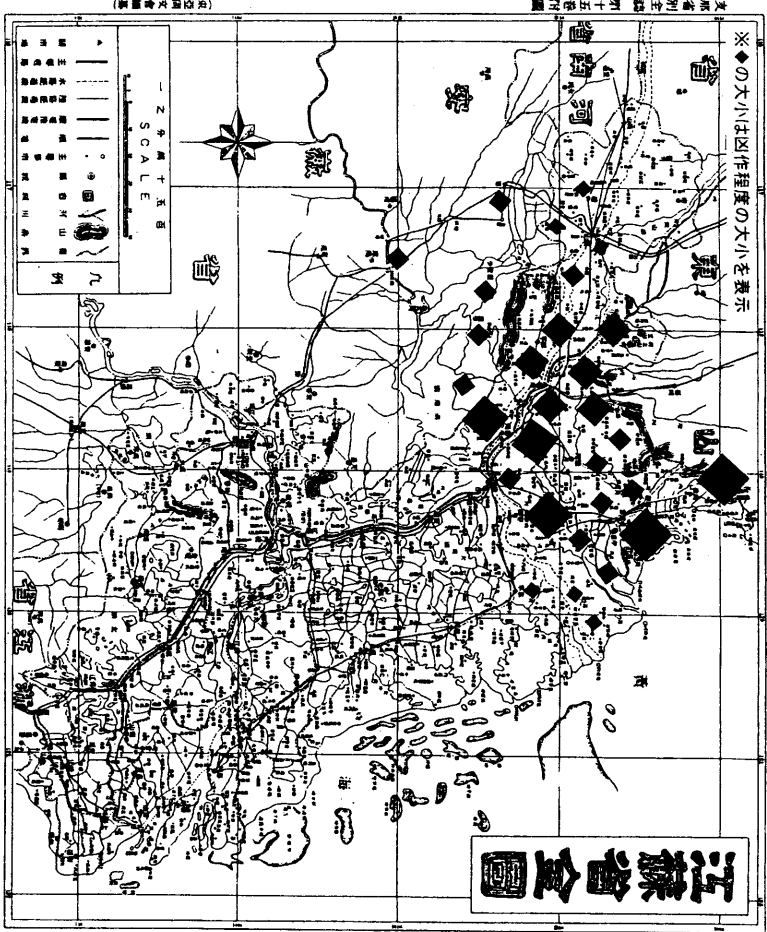


表6. 光緒32年淮安府清河県の物価動向

| | 中米(両/石) | | 小麦(両/石) | | 大麦(両/石) | | 黄豆(両/石) | | 玉米(両/石) | | 粟(両/石) | | 塩(文/石) | | 麻半枚(文/両) | |
|-------|---------|-----|---------|------|---------|------|---------|-----|---------|-----|--------|-----|--------|-----|----------|-----|
| | 本年 | 昨年比 | 本年 | 昨年比 | 本年 | 昨年比 | 本年 | 昨年比 | 本年 | 昨年比 | 本年 | 昨年比 | 本年 | 昨年比 | 本年 | 昨年比 |
| 1月上旬 | 2.3 | 0 | 2 | -0.5 | 0.8 | 0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 16 | 4 | 1670 | 1 |
| 中旬 | 2.3 | 0 | 2 | -0.5 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 16 | 4 | 1670 | 170 |
| 下旬 | 2.3 | 0.1 | 2 | -0.1 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 16 | 4 | 1670 | 210 |
| 2月上旬 | 2.3 | 0.1 | 2 | -0.4 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 16 | 4 | 1670 | 210 |
| 中旬 | 2.3 | 0.1 | 2 | -0.4 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 16 | 4 | 1670 | 210 |
| 下旬 | 2.3 | 0.1 | 2 | -0.4 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 16 | 4 | 1670 | 210 |
| 3月上旬 | 2.3 | 0.1 | 2 | -0.4 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1670 | 210 |
| 中旬 | 2.3 | 0.1 | 2 | -0.4 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 22 | 8 | 1670 | 210 |
| 下旬 | 2.3 | 0.1 | 2 | -0.4 | 0.8 | -0.2 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 16 | 4 | 1670 | 210 |
| 4月上旬 | 2.4 | 0 | 2.1 | -0.5 | 0.9 | 0 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1680 | 220 |
| 中旬 | 2.4 | 0 | 2.1 | -0.5 | 0.9 | 0 | 2.1 | 0.2 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1680 | 220 |
| 下旬 | 2.6 | 0.3 | 2.2 | -0.2 | 0.9 | 0 | 2.1 | 0.3 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1680 | 240 |
| 閏4月上旬 | 2.6 | - | 2.2 | - | 0.9 | - | 2.1 | - | 1.3 | - | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1740 | - |
| 中旬 | 2.6 | - | 2.2 | - | 0.9 | - | 2.1 | - | 1.3 | - | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1740 | - |
| 下旬 | 2.6 | - | 2.2 | - | 0.8 | - | 2.1 | - | 1.3 | - | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1680 | - |
| 5月上旬 | 2.7 | 0.4 | 2.1 | -0.3 | 0.8 | -0.1 | 2.1 | 0.3 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1650 | 210 |
| 中旬 | 2.8 | 0.6 | 2.2 | 0 | 1 | 0.2 | 2.2 | 0.3 | 1.3 | 0 | 1.7 | 0 | 20 | 6 | 1650 | 160 |
| 下旬 | 3 | 0.9 | 2.3 | 0.3 | 1.1 | 0.4 | 2.4 | 0.5 | 1.5 | 0.2 | 1.8 | 0.1 | 20 | 6 | 1680 | 190 |
| 6月上旬 | 3.2 | 1.1 | 3.4 | 0.5 | 1.3 | 0.6 | 2.5 | 0.6 | 1.6 | 0.3 | 1.8 | 0.1 | 20 | 6 | 1680 | 190 |
| 中旬 | 3.3 | 1.2 | 3.4 | 0.5 | 1.3 | 0.6 | 2.7 | 0.8 | 1.8 | 0.5 | 1.8 | 0.1 | 20 | 6 | 1680 | 190 |
| 下旬 | 3.3 | 1.2 | 3.4 | 0.5 | 1.3 | 0.6 | 2.7 | 0.8 | 1.8 | 0.5 | 1.8 | 0.1 | 20 | 6 | 1680 | 190 |
| 7月上旬 | 3.3 | 1.2 | 3.4 | 0.5 | 1.3 | 0.6 | 2.7 | 0.8 | 1.8 | 0.5 | 1.8 | 0.1 | 20 | 6 | 1680 | 190 |
| 中旬 | 3.4 | 1.3 | 3.5 | 0.5 | 1.4 | 0.6 | 2.4 | 0.5 | 2 | 0.7 | 1.9 | 0.2 | 20 | 8 | 1680 | 180 |
| 下旬 | 3.4 | 1.3 | 3.5 | 0.5 | 1.4 | 0.6 | 2.4 | 0.5 | 2.2 | 0.9 | 2 | 0.3 | - | - | 1700 | 200 |
| 8月上旬 | 3.4 | 1.3 | 3.5 | 0.5 | 1.4 | 0.6 | 2.4 | 0.3 | 2.3 | 1 | 2 | 0.3 | 25 | 13 | 1700 | 190 |
| 中旬 | 3.4 | 1.3 | 3.5 | 0.5 | 1.4 | 0.6 | 2.6 | 0.5 | 2.5 | 1.2 | 2.1 | 0.4 | 25 | 13 | 1700 | 180 |
| 下旬 | 3.4 | 1.2 | 3.4 | 0.8 | 1.8 | 1 | 2.6 | 0.5 | 2.7 | 1.4 | 2.1 | 0.4 | 25 | 13 | 1700 | 180 |
| 9月上旬 | 3.4 | 1.2 | 3.4 | 0.8 | 1.8 | 1 | 2.6 | 0.5 | 2.7 | 1.4 | 2.1 | 0.4 | 35 | 13 | 1700 | 180 |
| 中旬 | 3.4 | 1.2 | 3.4 | 0.8 | 1.8 | 1 | 2.8 | 0.5 | 2.8 | 1.4 | 2.1 | 0.4 | 35 | 13 | 1600 | 180 |
| 下旬 | 3.4 | 1.2 | 3 | 0.9 | 2 | 1.2 | 2.9 | 0.7 | 2.9 | 0.9 | 2.2 | 1.1 | 35 | 23 | 1650 | 70 |
| 10月上旬 | 3.4 | 1.2 | 3 | 1 | 2.1 | 1.3 | 2.9 | 0.8 | 2.9 | 1.6 | 2.3 | 0.6 | 35 | 23 | 1650 | 120 |
| 中旬 | 3.4 | 1.2 | 3 | 1 | 2.1 | 1.3 | 3 | 0.9 | 2.9 | 1.6 | 2.3 | 0.6 | 35 | 23 | 1650 | 10 |
| 下旬 | 3.6 | 1.4 | 3.1 | 1.1 | 3.2 | 1.4 | 3 | 0.9 | 2.9 | 1.6 | 2.3 | 0.6 | 60 | 46 | 1650 | 100 |
| 11月上旬 | 3.9 | 1.7 | 3.1 | 1.4 | 2.2 | 1.4 | 3.1 | 1 | 1.3 | 0.6 | 1.7 | 0 | 14 | 36 | 1560 | -10 |
| 中旬 | 4 | 1.8 | 3.3 | 1.3 | 2.2 | 1.4 | 3.2 | 1.1 | 3 | 1.7 | 2.3 | 0.6 | 40 | 26 | 1550 | 30 |

※『江北飢饉調査報告書』第2章第3節より作成、「清河県署ノ禮科ノ日誌ニ依ル」。

表7. 光緒32年11月における糧食及び燃料価格(文)の動向

| | 小麦(斗) | | 豆(斗) | | 馬鈴薯(担) | | 米(斗) | | 玉米(斗) | | 薪 | |
|-----|-------|------|------|-----|--------|------|------|------|-------|----|-----|-----|
| | 昨年 | 本年 | 昨年 | 本年 | 昨年 | 本年 | 昨年 | 本年 | 昨年 | 本年 | 昨年 | 本年 |
| 清江浦 | 300 | 1000 | 250 | 550 | 100 | 1200 | 2800 | 3000 | 18 | 36 | 300 | 700 |
| 沐陽 | - | - | - | - | 300 | 1100 | 3500 | 700 | 20 | 70 | 300 | 600 |
| 安東 | - | - | 220 | 550 | 150 | 700 | 3000 | 600 | 16 | 30 | 300 | 600 |

※『東亞同文会報告』第86回(1907年1月)24頁より作成。

表六の清河県礼科の日誌より採訪した諸物価を見ると、米穀・雜糧の価格が高騰し始めるのは概ね五月以降であり、高値の傾向は一月まで七箇月間継続している。表七は十一月の価格であり、小麦・豆・馬鈴薯・玉米薪は昨年比で二〜四倍に高騰している一方、米穀は沐陽県と安東県で昨年比五分の一に下落している。これは米穀が主食ではないことに起因するためである。

表八より、葦材・木炭の燃料と胡麻油・豆油・菜油・花生油の雜糧油は例年以上の価格となっているが、それとは反対に牛豚と牛油・豚油・家鴨・鶏・鶏卵等の家禽類と魚類の価格は三分の二から二分の一度程度に下落している。この現象は、第一に表二と表四の「人畜の被害が少なく」という事実を裏付けている。第二に農民にとつて家禽類や魚類

が飢餓を凌ぐ上で重要であつた点である。農民は被害が少なかつた家禽類を売却し、また増水により捕魚が容易になつたために漁獲高が二倍となり、それらを売却して貨幣を入手し、必要な糧食と種子を購入して、たものと考えられる。また、表二より、徐州府の豆餅は鎮江へ流通せず、飢民の貴重な糧食となつた。非江北産の豆餅も流入し、上海市場の豆餅は江北への出荷が増え高利益をあげた¹¹⁾。

(2) 飢饉と逃荒難民の発生

水害は民衆を飢餓へと追い立てていった。光緒三十二年一〇月、両江総督端方は水害の被害を次のように上奏している。

江北の徐州府・海州・淮安府各属は災状が極めて重く、難民が非常に多い。当地は連年の災害と不作のために、もとより各戸の蓄えは少ない。今年、大災害を被り耕地と家屋はみな水没し、雑糧と蔬菜は補種できず、時が過ぎ季節が変わつても、積水は未だに退かず、二麦を播種することも難しい。災民は何も口にすることができず、次々と牛を売り、四散して食を求め、甚だしいものは子供を売っている。このような事は日々耳にする。道には餓死者の遺体が横たわり、聚落には流民が溢れている¹²⁾。

水害により耕地・家屋が被害を受け、民は食物にありつけず、飢餓が発生し難民となつた。郷民は草苗桑葉で飢餓を凌いだ、冬になり葉は落ち草は枯れ、食するものがなくなると、投身と首つりによる一家心中、斗粟が買えず砒素を麵に混合し一〇箇月の嬰兒を残しての一家服毒自殺、行き倒れ等が散見された¹³⁾。清江では一〇口の家は餓死者が七く八人に上り、飢餓の様子は下記の如く悲惨なものであつた。郷民は最初に草根・榆桑の樹皮から柳樹の新芽へと食いつなぐ。食を入手するために、最初に什物を売り、次に房屋を壊して「切り売り」する。房屋が「完売」すると、銭米と交換できる物はなくなつてしまう。市場では豆餅と豆滓が販売されていたが、溝に落ちたものでも無数の飢民が群がり舐め食

表8. 光緒32年日用食料品の価格動向(文)

| | 本年 | 例年・昨年 |
|--------|-------------------|-----------|
| 葦材(担) | 900~1000 | 250 |
| 木炭(担) | 2000~ | 1200~1300 |
| 芝麻油(両) | 16 | 10 |
| 豆油(両) | 14 | 8 |
| 菜油(両) | 16 | 10 |
| 花生油(両) | 13 | 6 |
| 牛(斤) | 40~60 | 100~150 |
| 豚(斤) | 80~100 | 150~200 |
| 牛油(斤) | 70 | 120 |
| 豚油(斤) | 120 | 200 |
| 家鴨(羽) | 200 | 300 |
| 鷄(羽) | 150 | 250 |
| 鷄卵(個) | 3 | 6 |
| 豆粕(斤) | 60~70 | 25~26 |
| 魚類 | 平年の1/3、都市への出荷量は2倍 | |

※『江北飢饉調査報告書』第2章第3節より作成。

表9. 江北各地の飢民数(万人)

| | |
|---------------------------|-----|
| <徐州府> | 60 |
| <邳州・睢寧・宿遷各20 銅山・蕭2県小計> | 10 |
| 小計 | 70 |
| <淮安府> | 22 |
| <桃源東陽・阜寧 清山小計> | 20 |
| 小計 | 15 |
| <海州・沐陽各30 海輪小計> | 16 |
| 小計 | 73 |
| <安徽省> | 60 |
| <懷遠・壽州・鳳台・宿州・靈璧・泗州小計> | 15 |
| 小計 | 75 |
| 小計 | 30 |
| 小計 | 248 |
| 小計 | 248 |

※『江北飢饉調査報告書』第3章第1節より作成。

作も多少の収穫がある者を指し、人数は一六〇万人に及ぶ。しかし、彼らとて光緒三十二年一二月頃から三三年三々四月の麦収穫期までに、漸次飢饉に瀕する「飢餓予備軍」に他ならない。子細に見ると、賑濟が必要となる飢民の発生には時間差が存在しているが、遅かれ早かれ二〇〇万余の人々が飢饉に陥ることは必至なのである⁽¹⁹⁾。

四月以来の連雨にもかかわらず、九月以前には各州県は大水害を「例災」と見なし、何ら救済策を講じないばかりか、災状を隠して報告せず、通常時のように租税を徴収しようとさえした⁽²⁰⁾。このため、飢民は座して餓死を待つよりも、豊かな南方の大都市に移動して飢荒から逃れようと、居住地を離れる者が出始めたのである。八月以来、南京では江北各地の飢民が到来し、巡警は暴動予防のため警備にあたった⁽²¹⁾。江北から逃荒難民の流出を増長する要因は二つあった。第一は習慣的な南下である。貧困な江北の農民は冬に杭州や蘇州を楽天地として南下し、越年して生計をはかり、春に帰郷するのを常としていた。その数は大東汽船社員の談によれば、毎年約七万人であった。第二は船戸による

べるといふ有様であると⁽¹⁷⁾。光緒三十二年九月初め、江北の飢民は清江付近を通過するさいに、食がなく子女を売るか沿道に放棄したが、これらは例年の南下では見られず、今回の水害による飢饉の深刻さを物語るものである⁽¹⁸⁾。

表九より、飢民数は徐州府が七〇万人、淮安府が七三万人、海州が七五万人で、江北三府州における飢民は二一八万人であり、推定人口八〇〇〇九〇〇万人に照らすと、四々五人に一人が飢饉に苦しんでいたことになる。飢民は直ちに救済を施すべき急賑を要する者、急賑を要しない者の二つに分類できる。急賑を要する飢民は計八〇〇九〇万人であり、さらに三つに分類される。第一は、春秋作ともに淹没し、春麦収穫期の四々五月頃より食に苦しむ者で、その数は三々四万人である。第二は秋作は流されたが、春作の損害が少なく、四々五月から八々九月の収穫期までに被害の程度に応じ、飢饉に陥る者が三〇万人前後存在する。第三は春作の被害はないが、秋作が大害を被った者六〇万人強である。急賑を要しない飢民は春作の被害がなく、かつ秋

納税回避のためである。船戸は運賃を徴収せず、また食事までも用意して多数の飢民を乗船させ、関卡を通過する際に飢民に暴行を働かせて強行に航行し、釐金等の徴税を逃れたのである⁽²²⁾。

逃荒難民が南下する経路と目的地には、第一に清江浦から大運河を下り、揚州と鎮江を目的地とするもの、第二は阜寧県より塩運河を下るもの、第三に洪沢湖を渡り、陸路より安徽を経て南京及び上流一帯に出るものである。第一の清江浦を通過する経路が最も多く、第三がこれに次いだ。南下中及び目的地到着後の難民の生業は、行商・鉄道建設の労働者・乞食等であり、食物の窃盗に走り郷民との争いも頻発した⁽²³⁾。光緒『淮安府志』によれば、水旱害が発生すると、佃戸貧民は競って耕地と房屋を捨てて妻子を連れて長江を渡り求食すると記されており、今回の逃荒難民の大半も佃戸層を中心とする貧民に相違ない⁽²⁴⁾。

(3) 海州匪徒の搶米

飢民で現地に留まった者は餓死を免れるべく、盜賊・塩梟(武装私塩集団)・会匪等に身を投じた。海州の富紳は吝嗇で細民の怨恨を買いやすく、また当地は強盜が非常に多い地方であった。光緒三二年より数年前、海州近郊の王某宅に強盜が入り金品と五穀を奪い、五穀を村民に分与し、家屋に放火するという案件が発生していた⁽²⁵⁾。海州は東西二大匪と小匪が跋扈し、その数は万余人を下らないとされた。匪徒は釐卡を設けて捐款を私収し、人を捕らえて家屋に火を放つ等の行為を働いていた。光緒三二年夏秋以来、凶年を口実に東匪は常熟・崇明・宝山等の匪徒と結託し、その動きを活性化させていた⁽²⁶⁾。そして、遂に八月二〇日に海州の匪徒は搶米を企てるにいたつたのである⁽²⁷⁾。

今年飢饉ニ際シ、之等飢民ノ来タリ投スルモノ漸ク多キヲ加フルニ於テヲヤ、遂ニ反乱ヲ企テ、其ノ徒千余人ニ達シ、或ハ米行ヲ襲ヒテ米糧ヲ得テ貧民ニ施与シ、又ハ廉価ニテ売却シ、或ハ海上ニ船舶數百余隻ヲ分布シテ、出入ノ船舶ヲ掠奪シ、將ニ大事到ラントセリ⁽²⁸⁾。

飢民が匪徒へ身を投じて発生した搶米の特徴は、掠奪した米穀を貧民に施与もしくは廉売している点である。このような米穀販売執行の搶糧搶米案件は本事例を除いて存在せず、極めて稀少である。

捕縛された匪首嚴步恒は供詞において、江北で水災が発生したので、糾衆して富戸から米糧を掠奪し貧民を救うべく、四〇〇〜五〇〇人の一味に五〇〇人の附和者を加え、約千人で富戸三家と中小戸数十家を襲撃し、官兵を殺害したと述べている⁽²⁹⁾。また、嚴步恒は富戸を襲撃し米糧を掠奪したのは、富戸が故意に囤積していたことに對し不満を抱いていたからであるとし、飢民に分給したゆえに通常の財物強奪とは異なると供述している⁽³⁰⁾。五〇〇人の附和者が加わっていることから、富戸による囤積が広範に行われ、これが搶米の重要な要因となつたと思われる。これに對して、両江總督端方は飢民に掠奪した米糧を販売したのは、各村から軍資金を徵発するためであつたとする⁽³¹⁾。両者の見解の相違は歩み寄りたいものであるが、本稿では官方による水害への対応の杜撰さが逃荒難民の南下に止まらず、搶米という騷擾にまで及んだ点を重視したい。このまま、事態を放置しておくことは社会秩序を不安定にさせるだけであり、何らかの救荒政策が実施される必要があつた。

三 救荒活動

(1) 截留留養と資遣回籍

八月末、江蘇巡撫陳夔龍は所轄の各地方に對し、徐州・海州の飢民が次々と南下し清江浦に到り、食を得られずに子女を放棄することは憐憫なので、通過する飢民を見つけたら、隨時南下させず現地に收容して逗留截留留養し、路費を給付して原籍地に帰郷資遣回籍させ、滋事を起すことがないようにせよと指示した⁽³²⁾。難民の南下阻止は交通の要衝に警察や騎兵を駐留させ、強制力をもつて実施された⁽³³⁾。截留の目的は治安維持にあり、大量の難民が各地に押し寄せ騒ぎ立てることを防止するためである。難民の通過地たる清江浦では、籌賑総局の中に難民收容所である留養廠と帰郷に関する事務を執り行う資遣局が設置された。「政府ノ政策トシテ、能ウ限り飢民ヲ回籍セシメ、家ニ在リテ当局者ノ救済ヲ俟タシメントスルニ在リ」⁽³⁴⁾、截留留養と資遣回籍は原籍地における救済の前段階と位置付けられる。

八月前後から、江北における交通の要衝である清江浦は、鎮江・揚州・南京へ向かう難民の通過地点となつていた。一

表10. 光緒32年11月淮安府清河县清江浦留養廠の收容飢民数

| | 廠数 | 戸数 | 男女成人数 | 男女小人数 | 人数合計 |
|------|----|--------|---------|---------|---------|
| 石碼頭 | 58 | 57,306 | 194,092 | 87,623 | 281,715 |
| 塩河北岸 | 22 | 25,765 | 88,624 | 36,568 | 125,112 |
| 総計 | 80 | 83,071 | 282,716 | 124,191 | 406,827 |

※『江北飢饉調査報告書』第4章第1節より作成、11月18～19日の数値。

○月一三日、籌賑総局の下に留養廠(飢民廠)が二箇所設けられ、飢民を收容し一日あたり錢一〇〇文の給付が始まった。すると、その噂を耳にした清河・安東・山陽各県の飢民が集まり、一〇月中旬に六二万人と最多数を数え、表一〇の一月中旬でも四〇万人と相当数の飢民が收容されていた。表一〇より、清江浦の留養廠では、最小の收容単位である廠に約五〇〇〇人が收容され、かなりの大規模な施設であることがわかる。また、難民となった飢民各戸の平均口数は五人、成人が七割で小人が三割となり、夫婦と子供及び老人からなる小家族で難を逃れて来たと察せられる。清江浦の留養廠で実際に給付された日給額は、大人が三五文、一五歳最以下の子供が二〇文であり、收容者はその錢で随意に燃料や麦を購入し、各自が食物を調理していたが、物価高騰で十分な食物が入手できなかった⁽³⁵⁾。先述のように、燃料や糧価は急騰していたが、これは四〇万から六〇万人の難民が押し寄せ、需要が急激に高まったためである。そこで、清江浦籌賑総局は鎮江・蕪湖・裏下河等で委員による米穀採買に着手した⁽³⁶⁾。

鎮江の留養廠は一〇月二五日の二万二千九百九十人が最多であった。表一一は最多時よりも一万人ほど少ない時の施粥数を提示したものであるが、三廠で一日平均五五〇〇人が粥の炊き出しを受けることになり、留養の費用は巨額なものとなる。揚州の留養廠は一〇月初の五万人が最多であった⁽³⁷⁾。官方にとっては、最大の收容者を抱える清江浦の留養廠で騷擾を発生させず治安を維持しつつ、難民を無事帰郷させることが、江北飢饉対策の最初の鍵となる課題であった。

一月初旬、両江総督端方は原籍地で年内の冬賑と新年の春賑を行うので、難民に対して外地に留まることなく帰郷するように曉諭せよ、と道府州県に指示した⁽³⁸⁾。しかし、江北各州県では書差・保長が賑款を私領し、忙漕とその旧欠を徴収していた。このため、在郷者は賑恤を受けられず、それを聞き知った在外の難民は帰郷を拒否した。両江総督は曉諭し、厳しく不正と漕糧の徴集を禁止した。清江浦の資遣局では当初需索を嫌い、飢民はなかなか帰郷の途につこうとしなかった。官方は帰郷に対する執照・護照・路費を給付し、帰郷促進をはかった。帰郷を望む飢民は廠

内の委員に申請し、籌賑総局より護照と執照の給付を受け、それらを資遣局に持参して路費を受領し郷里へと向かった。『江北飢饉調査報告書』に収録された雛形を参照すると、執照は籌賑総局が飢民一家の帰郷を許可する証明書であり、護照は給付する路費の金額等が記載された給付証であり、ともに戸名と口数のみを手書きするようになっていた⁽³⁹⁾。

こういった措置がようやく功を奏し始め、一月には清江浦へ飢民の南下する者はほとんどなく、同月初旬より難民は漸次帰郷し、下旬には留養廠の難民数は三〇万人に減少した⁽⁴⁰⁾。二月一日、清江浦の留養廠は資遣が完了し、帰郷者の合計は四十一万三千七百余人に達した。清江浦留養廠より帰郷の様子は、「近日天気晴暖、錢ヲ領シ照ヲ領シテ各故郷ニ帰ルノ状、皆嬉々欣然タラザル無シ⁽⁴¹⁾」であり、官方の救荒政策は第一の関門を切り抜けたのである。鎮江は光緒三十三年一月末に回籍が完了する見込みであった⁽⁴²⁾。揚州では、飢民は回籍を望まず、光緒三十三年一月二〜六日に暴動をおこしたが⁽⁴³⁾、一月二十七日に回籍が完了した⁽⁴⁴⁾。

(2) 官義並賑から官義合賑へ

九月より飢民が四散し凶作が深刻になると、ようやく江北各州県の地方官は放錢・放糧・平糶・免租等の諸救荒策を講じたが効果はなかった。常平倉(州県)・社倉(鄉村)・義倉(市鎮)の各賑濟倉の積穀は財政不足で他に流用され、金銭・積穀ともになく、これが救荒を困難にさせた。徐州府・阜寧県・清河県では、官穀と商穀の平糶が実施されたが、急騰した糧価は下落せず、署淮揚海道・知県等は革職された⁽⁴⁵⁾。飢民には年内に冬賑として大人每人一〇〇〇文、小人五〇〇文

表11. 光緒32年鎮江留養廠の施粥実態

| 廠名 | 日付 | 使用鍋数 | 米穀(石) | 施粥者数 |
|------|--------|------|--------|---------|
| 旧廠 | 10月20日 | 20 | 10 | 4,153 |
| | 10月25日 | 30 | 15 | 4,740 |
| | 10月30日 | 30 | 15 | 4,995 |
| | 11月5日 | 30 | 16.2 | 4,415 |
| | 11月10日 | 30 | 17.82 | 4,876 |
| | 11月15日 | 34 | 18.36 | 5,527 |
| | 11月20日 | 34 | 18.36 | 5,893 |
| 西廠 | 11月25日 | 34 | 18.36 | 5,930 |
| | 10月21日 | 6 | 3 | 1,144 |
| | 10月25日 | 20 | 10 | 3,156 |
| | 10月30日 | 24 | 12 | 4,597 |
| | 11月1日 | 30 | 15 | 4,686 |
| | 11月5日 | 33 | 17.82 | 4,271 |
| | 11月10日 | 31 | 16.74 | 4,956 |
| | 11月11日 | 31 | 16.74 | 5,181 |
| | 11月15日 | 34 | 18.3 | 6,083 |
| | 11月20日 | 36 | 19.44 | 6,804 |
| | 11月25日 | 42 | 22.68 | 7,047 |
| 大会館廠 | 11月5日 | 30 | 16.2 | 5,424 |
| | 11月10日 | 40 | 21.6 | 5,908 |
| | 11月15日 | 50 | 27 | 8,342 |
| | 11月20日 | 60 | 32 | 8,854 |
| | 11月25日 | 66 | 35.6 | 10,013 |
| 總計 | | 775 | 413.22 | 126,995 |
| 一日平均 | | 33.7 | 18.0 | 5,521.5 |

※『江北飢饉調査報告書』第4章第1節より作成。

が給付され、新年にも春賑として同額が給付される計画であった。しかし、清河県の放賑局では資金が不足し、予定通りに放錢・放糧を実施することは不可能であった。また、ある州県では大口四〇文、小口二〇文の給付しかなされなかった。救荒を担当する委員や書役の賑務資金の着服・需索も、事態を好転させない要因であった。賑糧の搬送は釐金が免除されたが、各地の釐金局では通行手数料を徴集され、さらに河川と運河は渇水期であったため、賑糧の搬送は遅滞した⁽¹⁶⁾。

地方官府が実施する官賑は全く成功せず、事態は深刻になるばかりであった。これに対処すべく、早くも七月に端方の前任両江総督である周馥は、商約大臣として上海に滞在し、外国との借款交渉にあたっていた盛宣懷と呂海寰に電報を送り、善士による義賑の組織を要請し、官方の不足を補おうとした⁽¹⁷⁾。盛宣懷と呂海寰は応じ、唐錫晋・劉康遐・柳暹等の「義賑の熟手」を徐州府と海州に派遣し賑済にあたらせることとした⁽¹⁸⁾。一〇月、盛宣懷は銀六万両(銅元一〇万二千串)も出資し、四人の義紳(義賑紳士)が邳州・宿遷・睢寧・安東にて救済を実行した⁽¹⁹⁾。

義紳とはどのような階層であろうか。盛宣懷は江北水害に対して上海の紳商が銀一二万両を拠出するとともに、義紳唐錫晋等八人を公挙し、徐州・淮安・揚州・鎮江へ赴き、極貧に銅錢一〇〇〇文を散放し、二〇万の人命を救ったとしている⁽²⁰⁾。これより、義紳とは上海の紳商層である。『江北飢饉調査報告書』第四章第三節は義紳について次のように記述している。

又支那各地ニハ紳士ナルモノアリ、平時其郷中ノ富裕ナル者ニシテ、且名望アリ勢力アルモノヲ云ヒ、一名之ヲ紳董或郷紳ト称ス、而シテ若シ事アル時ニ当タリハ、其財ヲ惜シマズ、人民ノ為ニ奔走スルモノ多ク、官トモ連結アルヲ常トスガ故ニ当局者ト合同シテ適宜ノ法ヲ取ルヲ通例トス、之ヲ義紳ト云フ、彼等ハ官ト合同セズシテ表名又ハ匿名ヲ以テ窮民ノ救済ヲナスモノモ少ナカラズ、故ニ此次ノ飢饉ニ対シテ、彼等方周旋頗ル力メシハ亦明白ノ事実ナリ、

義紳とは財力を有し名望家である紳士(紳董・郷紳)で、飢饉等の非常時に窮民救済のために私財を投げ打ち尽力する者の呼称である。通常において義紳は官方と連携するが、官方との連携は義紳として絶対に必要な要件ではない。

義紳の一人である唐錫晋は『籌辦秦湘淮義賑徵信録』を著している。その序によれば、光緒二六(一九〇〇)年、彼は

京江の嚴佑之が諭旨を奉じて陝西の旱害救済に赴いた時、義捐を集めて同行した。光緒三二年五月、唐は官方の要請に応えて湖南の水害救済に向かった。湖南賑濟が終了しようとした七月、盛宣懷から上海に帰還するようにとの電報が届いた。彼は上海で両江総督端方と盛宣懷から江北賑濟を要請され、湖南で採購した米穀を携えて清江浦に赴いた。新任の署淮揚海道楊文鼎は唐が光緒二四（一八九八）〜二五（一八九九）年に安東県で賑濟を行い、安東県の飢民がその旧恵を追慕していることに鑑み、当初予定されていた睢寧県賑濟の任務を変更し、清江浦留養廠の安東籍飢民八万人の資遣回籍と該県での查賑を担当させるよう、両江総督と盛宣懷に要請した。これは認められ、唐は安東県にて冬賑と春賑に従事した。唐は遅くとも光緒二四年より各地で賑濟を実施しており、まさしく「義振の熟手」と称せられるに相応しい人物である。

また、『籌辦秦湘淮義振徵信録』巻一一には、「籌辦秦湘淮義振任勞諸人姓氏録」が収められており、唐錫晋とともに陝西・湖南・江北での義賑に参与した義紳六七名の籍貫・活動地・職稱・費用負担が記され、義紳の一端を知り得る。六七名中、江蘇出身の者が六〇名と最も多く、その内、安東県出身が三三名、無錫県出身が一四名である。安東県出身者が最多である理由は、唐錫晋の義賑実施地が安東県であったことによる。江北の義賑に参加した者は五六名と三地域中最多であり、その内八人が湖南でも義賑に参加した経験を有する。六七名の職稱は茂才（生員）が一六人、一尹（県丞か府同知）が一二人、上舎（一般讀書人）が一一人、大令（県官）が八名である。三地の義賑活動の旅費と活動費を自分で用意した者（自備）は二四人、唐錫晋に肩代わりしてもらった者（代備）は四三名である。江北の義賑に限ると、自備は一六名（内安東県出身者三名）、代備は四〇名（内安東県出身者三〇名）と、六割から七割が唐の資金援助を受けている。特に安東県出身者の代備比率は高く、該県での義賑を実行可能としたのは唐錫晋の力による。もちろん、これは唐個人の財力ではなく、上海紳商の義捐金によるものであろう。

光緒三二年一〇月末、呂海寰と盛宣懷に対して、海州の義紳宋治基は官賑と義賑の同時実施の問題点を次のように指摘する。官賑は郷董と地保が戸口を調査して造冊し州に送り、その後放賑する勻攤辦法であるが、義賑は司事が一戸一戸自ら調べ、極貧に給票する。両者の章程は異なり、同時に実施することは不可能である。義賑は官賑完了後に補足的に行われており、時間がかなり費用調達容易でない。盛宣懷は両江総督端方に対して、官賑の造冊と放賑に時間が

かかる煩雜さ、及び賑糧の二重受領・郷董・保正の中飽をあげ、新たな方策を提案した。それは、義賑の辦法を主に官賑を義賑に帰し統一して賑濟を行う官義合一の方法である。賑濟は義賑章程に基づき、義紳が責任者となって実施し、官方の委員は放賑を監督し、奏銷(經費報告)は官義別々で作成するというものであった⁽⁵¹⁾。署淮揚海道楊文鼎も、盛宣懷に対して官義兩賑の統一を主張している。盛宣懷は兩江總督端方に建議した。すなわち、官賑では放賑までの待ち時間が長い、餓死者と流亡者が出てしまう。義賑のように、放錢数を先に定め、まず極貧に毎口一〇〇〇文を給し、次いで随時戸口を調査し、随時放賑してこそ、人命を救い流亡を防ぐことができると⁽⁵²⁾。

一月五日と七日、盛宣懷はこれら賑務現場からの建議を受け、兩江總督端方に「官義兩賑合辦章程」全一八条を提案した⁽⁵³⁾。この章程は江北賑濟の「金科玉律」と評されている⁽⁵⁴⁾。ただし、清江浦からの資遣回籍に関する第七条から第十一条は、署淮揚海道楊文鼎に実態に即していないと指摘されており⁽⁵⁵⁾、この関連部分を除き官義合賑の組織・放賑対象と方法に重点を置き議論をすずめる。

第一に官義合辦の組織について考察したい⁽⁵⁶⁾。総董(義賑総董)と委員各一人が銅山・邳州・宿遷・睢寧・蕭・海州・沐陽・贛榆・山陽・安東・桃源の一一州県に派遣されることとされた。総董は戸口調査と發票を行い、委員は票の回収と銅錢給付を担当した(第一条)。委員は江寧省城で選拔され、銅錢を運搬して江北に赴き(第十七条)、四郷で分局を設け票を点検した後に銅錢を給付し、銅錢の運搬も管理した。また、総董と委員の下に司事を配置した(第二三条)。委員が南京から派遣されるのは、錢価高騰を防止するために江北では調達せず、江寧幣局で鑄錢し清江転運局へ運び、そこから各州県へ再運搬すると計画されていたからである(第二一条)。

第二に賑濟対象の認定と給付する銅錢額については、次のように規定されている⁽⁵⁷⁾。官義兩賑合辦章程第二条では、被災地は广大で災民も多いので、極貧のみを対象とし、次貧は給付の対象から除外した。極貧は大口に一〇〇〇文、小口は五〇〇文を給付し、口数が少なくても病人を抱え、一〇〇〇文では不足する家は家情に応じて増給する。票は口数のみを記し、給錢数は不記とした。第二条の規定は原籍地に留まった災民に対する辦法であり、外地から帰郷した災民には補賑として極貧は一〇〇〇文、次貧も給錢の対象とされ、五〇〇文が給付されることとなった(第八条)。

第三に放錢の回数と具体的手続き等について論じたい⁽⁵⁸⁾。放錢は二箇月に一度、官冬賑・義賑・官春賑の計三回行う(第

三条)。賑票は官義統一とし、賑銭は官義を問わず、到着したものをから直ちに放銭することとした(第六条)。初賑完了後に使用済みの賑票(旧票)は回収する。賑濟実施の噂を聞いて帰郷した者は再度調査して新票を発給する。旧票は二箇月の間に第二、三回用の底冊と照らし合わせ、次回以降の放銭に備える(第四條)。銅銭は州県城ではなく四郷まで運搬して適宜給付し、一村の放銭が完了すると、三、五日後に某鎮に赴くと事前に周知する。放銭地から二〇〇〜三〇里離れた遠い地方の老弱で往復に一日かかる者には、往復の路費を支給する(第五條)。また、賞罰に関する一条もあり、賑款を侵吞した者は処罰され、辦理不善の者は随時更迭され、貢献の大きい者は奨励することとした(二八條)。

盛宣懷は義紳を派遣したのみではなく、錢一〇〇万串をも寄付し、全面的に江北賑務を支えた。官義両賑合辦章程の策定は救荒政策の総仕上げであり、官方の賑濟資金を義賑に交付して義賑の辦法で放賑し、官賑において常見される書吏や保長の需索と不正を排除し、放賑を公正かつ迅速に実施する点に最大の特徴がある⁽⁵⁹⁾。官賑は義賑によって、それまでの方法を否定され代替されたのである。

一月以降、江北の賑務は義紳の活躍により軌道に乗り始めた⁽⁶⁰⁾。これは官義両賑合辦章程が大きな効力をもたらした。冬賑が着実に行われたためである。冬賑の対象となった災民は、原查災民一五〇〜一六〇万・清江からの帰郷者四〇〜五〇万・補賑者二〇〜三〇万、合計二四〇〜二五〇万人であり、極貧に冬賑錢一〇〇〇文、次貧に五〇〇文が給付された。官義合辦以後、義紳が放銭を行い、官方がそれを監視し、各地での賑濟は順調に進展した⁽⁶¹⁾。賑務は両江總督端方と盛宣懷・呂海寰とが電文にて連絡を取りつつ進められ、光緒三十三年正月に冬賑が終了し、官義で合計二〇〇万串の銅銭が給付された⁽⁶²⁾。次いで、正月より春賑が実行された。その過程で、両江總督端方は盛宣懷と呂海寰に睢寧・桃源・沐陽の力量不足で任に不適な義紳の交替を要請した。これは盛宣懷が義紳の人事を完全に掌握していることを示している。春賑は官義合計で銅錢三〇〇万両を放銭し、春に次貧から極貧に転じた者や各地から回籍した者のため、賑銭は冬賑よりも一〇〇万錢増加した⁽⁶³⁾。

先述したように大水害のため、糧食や燃料をはじめとして江北の諸物価は高騰していた。災民に給銭したとしても、物価高で主穀が購入できないなら、その効果は著しく減少するであろう。この点について、官義両賑合辦章程第一四條は糧食の採買と平糶を規定している。すなわち、官方は採買を行い、各地で平糶を実施する。災民が賑銭で平糶穀を入

手し、支払われた賑金は再度放錢に用いるというものである⁽⁶⁴⁾。また、第一五条では民間の主穀流通を活発にするため、糧食運送は釐金が免除された。釐金免除の護照は通例では督撫が発給していたが、迅速化のため両淮塩運使・徐州道・淮海海道が計三〇〇張を発給することとされた⁽⁶⁵⁾。

この方針に基づいて、両江総督端方は商人より資金を集めて委員採買を行い、蕪湖・鎮江で米數十万石を購入し、災区に分配して平糶を実施した。清江と海州が平糶穀流通の結節点となった。付近の省からは甘薯や糠粃が緊急用に購入され、奉天・山東・直隸からは高粱・玉米・豆餅がもたらされた。さらに四川米も採買され、遠くは貴州の貴陽と鎮遠一帯にまで委員が派遣された。採購された米穀は平糶局で減価販売され、飢民の飢えを凌ぐとともに、商店の抬価を防止した⁽⁶⁶⁾。盛宣懷と呂海寰は採買にも十数万両を捐款し、義紳を奉天と山東に派遣し、雜糧が海路より海州に運び込まれ平糶に供された⁽⁶⁷⁾。

以工代賑も試みられた。これは官府が土木事業をおこし、災民を臨時の労働者として雇用し賑恤に代える政策である。両江総督端方は、以工代賑は災民を行き倒れさせず、かつ将来の災害の原因を除くことができるので、一挙兩得であると認識していた。そこで委員と義紳を派遣して災民を集め、河川改修や城壁・橋梁・道路の修築を実施し、冬春賑の不足を補った⁽⁶⁸⁾。『江北飢饉調査報告書』第四章第一節によれば、一二月中旬より宿遷県下流・便民河・揚州東関・高郵―宝応間河道の浚渫と高郵付近の堤防重修が起工され、費用一二万両、八〇日間で二万人の災民が従事する見積であった。

その他、清河・沐陽・海州・贛榆・桃源の各州県では、春麦の收穫まで官穀の施粥・綿衣の給付・質草となっていた牛の返還・穀種の散布・医薬の施し・典商への利息減免通達等が実施された。徐州府下では、幼児一万余人を収養し、家族のある者は家族に引き取らせ、家族なき者は留養した。さらに、徐州道台は孤寒学堂と窮民習芸所を開設し、清江では学芸所が設立され、孤児を収容して教育を受けさせた⁽⁶⁹⁾。

光緒三十三年五月、前年九月より実施された一連の工賑(工程と賑濟)は全て終了した⁽⁷⁰⁾。工賑に参与した紳士は二〇〇人を下らず⁽⁷¹⁾、道台・知府以外に動員された文武員弁は六〇〇〜七〇〇名の多数に達した⁽⁷²⁾。両江総督端方は功績に応じて義紳と官員を表彰するように上奏している。

表12. 救荒資金の概算収入内訳（部分）

| <銀両(万両)> | | <銅銭(万串)> | |
|------------|-----|----------|-------------|
| 恩賞銀 | 20 | 徐海准各属積穀錢 | 20 |
| 漕折銀 | 30 | 各处紳商捐集錢 | 10 |
| 広西溢収官捐銀 | 60 | 義紳認籌錢 | 100 |
| 各省協助銀 | 10 | | |
| 揚州商捐銀 | 10 | | |
| 運庫撥借銀 | 30 | | |
| 督撫司道江北春賑捐款 | 60 | | |
| 華洋義賑会捐款 | 125 | | |
| 盛宣懷・呂海寰捐款 | 10 | 小計 | 130 |
| 小計 | 355 | (銀兩換算) | (83, 870両) |
| 銀兩換算総計(両) | | | 3, 633, 870 |

※『端忠敏公奏稿』巻7-36-63、巻9-17-47より作成、銀換算は表6の11月中旬1550文/両より算出。

表13. 留養・資遣・冬春賑の収支と賑濟災民数

| 収入 | | 支出と賑濟災民数 | |
|--------------|-------------|------------------|-------------|
| 恩賞部款借借銀各項(両) | 3, 874, 260 | 銀兩分(両) | 546, 482 |
| 義賑捐款(1000文) | 952, 170 | 銅銭分(1000文) | 6, 087, 974 |
| | | 銀換算支出合計(両) | 3, 859, 904 |
| | | 余剰銀(両) | 14, 355 |
| | | 各州県册報大小口賑濟災民数(人) | 7, 364, 648 |

※『端忠敏公奏稿』巻10※賑報銷摺(光緒33年12月)より作成、銀の銭以下と銅銭の1000文以下は切り捨て。

表14. 米糧採買の収支(銀立て)

| 収入 | | 支出 | |
|--------------------|-------------|------------|-------------|
| 留養・資遣・冬春賑款報銷清單内余剰銀 | 14, 355 | 糧価・折耗・転運等費 | 2, 305, 959 |
| 各州県積穀存款・各捐款 | 2, 420, 020 | 余剰 | 128, 417 |
| 合計 | 2, 434, 376 | 合計 | 2, 434, 376 |

※『端忠敏公奏稿』巻11採辦米糧報銷摺(光緒34年3月)より作成、銀の銭以下は切り捨て。

表15. 以工代賑の収支(銀立て)

| 収入 | | 支出 | |
|-----------------|-------------|------|-------------|
| 米糧採買清單内余剰銀 | 128, 417 | 正雜經費 | 1, 686, 344 |
| 司局各庫と官商各銀行よりの借入 | 1, 557, 926 | | |
| 合計 | 1, 686, 343 | | |

※『端忠敏公奏稿』巻12振款第三案報銷摺(光緒34年6月)より作成、銀の銭以下は切り捨て。

(3) 救荒資金と義捐活動

表一二は救荒資金の概算収入を示したが、三六三万両は総支出八〇〇万両の四五％であるが、その来源を考察したい。収入のほとんどは皇帝の恩賜(恩賞銀・漕折銀)・民間(揚州商捐銀・華洋義賑会・紳商と義紳の銅銭)・官僚等の捐款によって賄われている。最高額の捐款は華洋義賑会によるものである。これは水害と救荒の規模が巨大すぎて、地方政府の財源では全く諸事業を行ない得ないことを明瞭に示している。表一三から表一五は救荒事業別の決算であり、支出の合計は約八〇〇万両となり、その構成比は留養・資遣・冬春賑が四八％、米糧採買が三〇％、以工代賑が二一％となる。冬春賑に預かった災民数は約七四〇万人(延べ)であり、冬賑が二四〇〇〜二五〇万人を対象としていることから、計三回の放賑を受けた人数としては妥当な数値であろう。この七四〇万人は推定人口の八五％に相当し、

改めて賑務規模の大きさを示すものである。

両江総督端方は、最低でも二〇〇万両の救荒資金を集めるべく義捐金寄付を各界に求めた。端方は賑捐七項のさらなる一年延長を決め、冬季から賑濟終了までの間、両江総督・江蘇巡撫・江寧巡撫・安徽巡撫の養廉銀支給を停止し救荒資金に充当した。また、一月から三月まで江寧各局委員に俸給の割を寄付させ、紳商や各省督撫にも捐款を要請した。これに応え盛宣懷と呂海寰は義賑銀一二万両を献じた⁽⁷³⁾。さらに、一月に両江総督は救荒資金を工面するため、不正が多い南洋彩票を改めて江南賑捐公益彩票とし、一二月より販売することを批准した⁽⁷⁴⁾。義紳唐錫晋は「呈告災図」一〇〇冊を用意し、上海知県に義捐呼びかけを求め、知県は一月にその旨を出示した⁽⁷⁵⁾。表一六と表一七は上海で発行されている『申報』より、江北飢饉への義捐広告全一五五件をまとめたものである。その内容の多くは各団体が受け付けた義捐金寄付者一覧と義捐金額を公表したものであり、これによって義捐金の寄付を促進する機能を有していた。表一六より、光緒三十二年一月から一二月に義捐広告が数多く掲載されている。これは官義の合賑が始まり、冬賑が実施された時期と一致し、官義合賑により義捐活動が大きく盛り上がったことを示している。表一七は広告主の内訳であるが、上海総商会・仁濟堂・華洋義賑会・申報館協賑所で計一三〇件、ほぼ同数の広告を出しており、この四団体が義捐活動において中心的役割を果たしていた。

上海総商会は実業家・紳商層の団体である。仁濟堂は正式には滬北仁濟堂と称し、上海の租界にある善堂である⁽⁷⁶⁾。仁濟堂は水旱害発生時に協賑公所を設け、直隸・陝西・河北・安徽・湖北・江南・江北で義賑を行い巨額の捐款を集め⁽⁷⁷⁾、上海以外の各地での救荒活動に取り組んでいた。協賑公所とは、光緒四（一八七七）年五月に経元善が中心となり紳商により設立され、華北大旱害救済に取り組んだ義賑組織である上海協賑公所を指す⁽⁷⁸⁾。申報館協賑所は『申報』を発行している新聞社内に設けられた、上海協賑公所の一

表16. 『申報』江北飢饉義捐等広告件数の推移

| | | |
|-------|-----|----|
| 光緒32年 | 7月 | 4 |
| | 8月 | 2 |
| | 9月 | 2 |
| | 10月 | 5 |
| | 11月 | 46 |
| 光緒33年 | 12月 | 38 |
| | 1月 | 18 |
| | 2月 | 26 |
| | 3月 | 14 |

※『申報』光緒32年7月-33年3月より作成。

表17. 『申報』の江北飢饉義捐等広告主一覧

| | |
|------------|----|
| 上海総商会総理 | 35 |
| 仁濟堂 | 33 |
| 華洋義賑会 | 32 |
| 申報館協賑所 | 30 |
| 江南賑捐公益彩票総局 | 7 |
| その他 | 18 |

※『申報』光緒32年7月-33年3月より作成。

翼を担う救済組織であると推察できる。

華洋義賑会とは、呂海寰・盛宣懷が上海の紳士と英国人リトル(Edward Selby Little)と合議し、遅くとも光緒三十二年一〇月までに設立された中国人と在上海の外国人から構成される江北飢饉専門の支援団体であり、外国人は各国領事を通じて本国に救済を要請し義捐金を募った⁽⁷⁹⁾。この華洋義賑会は、川井悟「一九八三」で論じられた一九二〇年代に河北の飢饉救済を行った同名の団体とは別の組織である。華洋義賑会が光緒三十二年二月中旬までに集めた糧食援助用の義捐金は合計銀七十九万八千二百四十三兩、その内華人の寄付は二万余兩に過ぎず、それ以外は外国人・外国人団体からの義捐金である。国別では、アメリカが四十七万五千六百二十四兩で最多であり、次いでイギリスが多く、華洋義賑会は実質的には外国人の義捐金を集める団体であった⁽⁸⁰⁾。两江総督は官義賑の不足を補助したとして、華洋義賑会の外国人十数人を表彰の対象として上奏している⁽⁸¹⁾。

『江北飢饉調査報告書』第四章第三節は、「外国人ガ飢饉ニ対スル救済心念ハ案外熱心ニシテ、此ノ間ニ奔走セルモノモ少ナカラズ」と記している。就中、アメリカは江北飢饉救済に特に熱心であり、大統領ローズヴェルトは宣言書で清国窮民救済の義捐を議会に求め、議会は義捐金の抛出に同意した。また、アメリカの大汽船会社は救援物資を一定額まで無料で運搬すると表明した⁽⁸²⁾。日本の一二五の個人と会社は捐冊一冊をそえて義捐金日本円二〇〇〇円を仁濟堂に送付した⁽⁸³⁾。駐奉天の日本領事は外務省に打電し、江北の官員が奉天で採買した糧食を日本の鉄道を用い、大連まで運搬する際の運費を免除するように求め、また南滿洲鉄道総理に対しても、大連から奉天までの高粱一万担分の車費を免除するように要請した⁽⁸⁴⁾。

おわりに

江北地方は平野に運河と河川が縦横に流れ、大湖が散在する沢園であるが、長年の淤塞により蓄水機能は低下し、降雨による増水を吸収することができなかった。農民は耕地を所有しない佃戸層が圧倒的多数であり、搾油を代表として商品生産も行われ、淮安府の清河県清江浦が商品流通の中心であった。米穀の生産額は少なく、中流層以下の主食は小

麦・玉米・甘薯等の雜糧であり、搾油後の豆餅も重要な食物となつていた。光緒三十二年四月から七月、江北地方は激しい連雨に見舞われ、大規模な水害が発生した。被害は運河沿岸部と海岸部の州県が大きく、播種期であつた作物と家屋及び家畜は流され、雜糧と雜糧油・豆餅・燃料が高騰した。水害は小農民を飢餓へと追い立て、子女放棄や一家心中等の悲惨な状況が現れ、徐州府・海州・淮安府の飢民は二一八万人に達した。当初、州県は大水害を実情通りに上級官府に報告せず、例災と見なして通常通り課税し有効な対策を怠つた。そのため八月以降、飢民は災害と餓死から免れるべく、居住地を離れて逃荒難民となり、豊かな南方の大都市への移動を始めた。また、海州では生活の糧を失つた飢民は匪徒に身を投じ、富戸から穀物を掠奪する搶米に参加することで生存をはかるうとした。

清江浦には逃荒難民が最も多く集まり、最多時には六二万人にのぼつた。官方は数十万の飢民が暴動を起こして治安と秩序を乱すことを最も警戒し、飢民の南下を許さず、各地に留養廠を設置して一時的に難民を收容し、錢糧を与えて飢えを凌がせる截留留養策、及び路費を給付して帰郷させる資遣回籍策を講じた。最大の收容者を抱える清江浦は二月初めに難民の帰郷が完了した。留養と回籍は原籍地での放賑を実施するための前段階であり、一連の救荒政策の第一関門であつた。九月より実施されていた官賑は財源不足のため成功せず、兩江総督は官賑の不足を補うべく、盛宣懷と呂海寰に義賑を要請した。上海から江北に義紳が派遣され義賑が開始されたが、官賑と義賑の同時実施は非効率的で効果があがらなかつた。十一月、盛宣懷は自ら官義兩賑合辦章程全一八条を策定し、義賑の方法を主として官賑を義賑に統一し、迅速で公正な放賑が実行された。官義合賑の効果は大きく、十一月以降に賑務は順調に実行され、五月の賑務終了までに七四〇万人が銅錢の給付を受けた。給錢と並行して主穀の採買が実施され、また土木事業により災民を一時的に雇用する以工代賑も行われた。救荒資金の大部分は義捐金によつて賄われ、総支出は銀八〇〇万両であつた。義捐活動は上海において主要に展開され、上海總商会・滬北仁濟堂・華洋義賑会・申報館が中心となり、アメリカや日本も義捐金を寄付し賑糧運搬に協力した。

官賑と義賑との関連について、『江北飢饉調査報告書』第四章第三節は言う。

民間ノ事業トシテ、単独ニ救済ニ従事シツツアルモノハ、現今ニシテハナシ、而シ一時官辦ノ留養所開ケザル以前ニハ多少此種ノモノアリシガ、今回ノ事タル飢民ノ数甚ダ多クシテ、到底紳董ノ義捐ヲ以テナル民間ノ事業ノミニ

シテハ、力及バザルガタメナリ

これは光緒三十二年一〇月以降の状況を評したものであるが、民間の救荒活動たる義賑は分散的で非組織的であり、災害・飢饉の規模が大きくなると、義賑のみでは十全に対応することができず、官方との連携があつてこそ効果的に展開するのである。江北賑濟において、官賑と義賑とを連携させたのは盛宣懷であつた。彼は上海での義紳の選抜・江北への派遣・不適任者の交替、官義両賑合辦章程の策定、救荒資金の抛出、賑糧の採買、華洋義賑会の設立、両江総督との諸調整等、賑務の全過程を主導した。盛宣懷は李鴻章の幕下として洋務事業に精通した官僚・実業家として著名であるが、賑濟事業にも度々関与していた。彼が最初に賑務に携わつたのは、同治一〇（一八七一）年の直隸水害救済である。丁戊奇荒時に盛は上海協振公所の董事として名を連ね、光緒四（一八七八）年四月に自ら直隸の被災地を訪問し義捐金寄付を呼びかける等の活動を行い、上海の紳商層と知己が多かつた。光緒二四（一八九八）年の徐州府・淮安府・海州の水害時には、「熟悉放振人員」を派遣して救済にあたり上諭にて表彰されている⁵⁵。盛宣懷の救荒に関する手法は、上記のような経験から培われたものであろう。それゆえ、義賑を主として官賑の不備を克服し、官義合賑を推進できたのである。

註

- (1) 『江北飢饉調査報告書』第一章第二節。
- (2) 『江北飢饉調査報告書』第一章第二節第三款。
- (3) 『江北飢饉調査報告書』第一章第三節。
- (4) 『江北飢饉調査報告書』第二章第一節。
- (5) 『江北飢饉調査報告書』第一章第四節。
- (6) 『江北飢饉調査報告書』第一章第七節。
- (7) 『江北飢饉調査報告書』第一章第六節。
- (8) 『江北飢饉調査報告書』第二章第三節。

一九〇六年江北の水害・飢饉と救荒活動（堀地）

- (9) 『江北飢饉調查報告書』第一章第六節。
- (10) 『江北飢饉調查報告書』第二章第一節。
- (11) 端方『端忠敏公奏稿』卷八、江北工賑平糶辦理完竣摺、光緒三十三年四月
溯查去年夏秋之際、大水為災、徐海淮安所屬之銅山·邳州·宿遷·蕭縣·睢寧·山陽·安東·清河·桃源·阜寧·海州·沐陽·贛榆十三
州縣、一片汪洋、幾同沃國。
- (12) 『端忠敏公奏稿』卷七、淮北災重歉產摺、光緒三十二年一〇月
本年霪潦為災、淮北罹患之酷、為十數年來所未有。
- (13) 『端忠敏公奏稿』卷七、查明水勢妥籌辦法摺、光緒三十三年二月
下游被災如是。其重者一則由海贛各海口多被淤塞、二則由六塘河淤淺、水不歸槽、三則陰雨連綿三四個月之久、各處消水遲
緩。
- (14) 『申報』光緒三十二年二月二十六日、論上海各業情形、餅。
- (15) 『端忠敏公奏稿』卷七、截漕賑撫並展辦各捐摺、光緒三十二年一〇月
江北徐海淮安各屬、災情奇重、難民尤多。蓋該處連年災歉、本屬戶鮮蓋藏。今歲罹此鉅災、田畝房廬悉淪巨浸、不獨雜糧蔬
菜補種無從、且節候已深、積水未退、二麥尚難播種。災民無可糊口、紛紛變售牛具、四散覓食、甚至壳兒鬻女者、日有所聞。
餓殍在途、流亡滿邑。
- (16) 外務省記錄六一三—八一四、變災及び救済關係雜件、中部支那江北飢饉救恤ノ件、明治四〇年一月八日、上海總領事館南京分
館主任副領事より外務大臣宛、兩江地方飢饉狀況報告ノ件、同付屬文書、兩江總督端方賑款勸募ノ文(日文訳)。
- (17) 『申報』光緒三十三年二月二〇日、蘇路工程師目觀江北飢民之慘狀。
- (18) 『申報』光緒三十二年九月五日、淮揚道電覆飢民過境情形。
- (19) 『江北飢饉調查報告書』第三章第一節。
- (20) 『端忠敏公奏稿』卷八、江北工賑平糶辦理完竣摺、光緒三十三年四月
九月以前、各州縣視為例災、並未上緊籌辦賑撫、甚且諱災匿報、希圖照舊開徵。

- (21) 『申報』光緒三十二年八月一四日、江北飢民屠集。
- (22) 『江北飢饉調查報告書』第三章第二節。拙稿二〇〇三三六、三九頁は道光年間における同様の事例を分析した。
- (23) 『江北飢饉調查報告書』第三章第二節。
- (24) 『光緒『淮安府志』卷二疆域
每遇水旱、佃戶貧民競棄田廬、携婦孺過江乞食、絡駢於途。
- (25) 『江北飢饉調查報告書』第一章第六節。
- (26) 中国第一歴史檔案館・北京師範大学歴史系編選『辛亥革命前十年間民變檔案史料』（中華書局、一九八五）一四七、江蘇巡撫陳夔龍為辦理海屬起事各事致端方電、光緒三十一年一月一日、端方檔。
- (27) 事件の発生日は下記による。『辛亥革命前十年間民變檔案史料』一四五、兩江總督端方等為江北飢民聚眾搶糧抗拒官軍事致軍機處電、光緒三十一年九月十九日、軍機處收電檔
- 淮海等屬、伏莽素多、際此災荒、咸思蠢動。八月二十間、海州有匪徒數百人、肆行搶劫、且將搶獲米糧半餉賤売、希圖勾結飢民滋事。
- (28) 『江北飢饉調查報告書』第三章第三節。
- (29) 『端忠敏公奏稿』卷八、剿辦海州匪徒酌保員弁摺
因江西北水災、起意糾眾、搶富濟貧、党羽四五百人、隨声附和者約近千人、搶過張殿臣等富戶三家、連搶中小戶數十家、並槍斃官兵。
- (30) 『申報』光緒三十三年二月二十日、海州匪首嚴步恒供詞
惟糾眾搶奪米糧、突因富戶有意囤積、心滋不平、至於搶得米糧、亦皆分給飢民、与常盜搶奪財物者有異、等語。
- (31) 『端忠敏公奏稿』卷八、剿辦海州匪徒酌保員弁摺
臣端方抵任後、查悉匪勢甚張、擄船守口、列械拒敵、所搶米石、平餉售給飢民、意圖要結復挨村勒索助餉、闔境驚惶。
- (32) 『申報』光緒三十二年八月二十九日、稟復截留徐海淮飢民辦法。
- (33) 『江北飢饉調查報告書』第四章第一節第二款。

一九〇六年江北の水害・飢饉と救荒活動（堀地）

- (34) 『江北飢饉調査報告書』第四章第一節第四款。
- (35) 『江北飢饉調査報告書』第四章第一節第一款第一清江浦。
- (36) 『江北飢饉調査報告書』第四章第一節第四款、淮揚道ノ上憲ニ奉レル報告書
江北一帶同産雜糧、本年收成失望、雜糧甚少、不得不広購大米、雖已派員分赴鎮江・蕪湖・裏下河等処、設法採辦、無如日期迫促。
- (37) 『江北飢饉調査報告書』第四章第一節第一款第二鎮江、第三揚州。
- (38) 『申報』光緒三十二年一月一日、淮北災况統志、二江督出示勸諭徐海災民回籍就賑。
- (39) 『江北飢饉調査報告書』第四章第一節第二款。
- (40) 『江北飢饉調査報告書』第四章第一節第二款。
- (41) 『東亜同文會報告』第八七回、時報、中部飢民賑恤情形、一九〇七年二月。
- (42) 『申報』光緒三十三年一月二七日、鎮郡賑務紀聞。
- (43) 『申報』光緒三十三年一月一日、函述揚郡飢民聚衆毆官事。
- (44) 『申報』光緒三十三年二月五日、稟陳飢民留戀揚郡情形。
- (45) 一〇月に署淮揚海道丁葆元は革職され、同職は福建按察史であつた楊文鼎が後任となり、冬賑と清江での留養と資遣回籍を担当した(『端忠敏公奏稿』卷八、請獎督辦賑務人員片、光緒三十三年五月、同上卷七、請獎辦賑人員摺、光緒三十三年九月)。一月一日に兩江總督と江蘇巡撫は賑濟を著実に実施しない府州県官一〇人を革職とした(『端忠敏公奏稿』卷七、糾參辦員不力各員摺、光緒三十三年一月、同上卷七、辦賑玩誤隨時查參片)。
- (46) 『江北飢饉調査報告書』第四章第一節第三款。賑濟時の不正については呂美頤「一九九五」がその概略を論じている。
- (47) 『盛宣懷「愚見存稿」』卷六九電報四六、南京周玉帥繼方伯來電、光緒三十三年七月一九日、並致呂大臣
近聞徐海汪洋一片、哀鴻遍野、恐將流離、焦慮万分。日前已懇許久香等電請撥銀六万、辦糧平糶、已由司局墊發。惟平糶不能救極貧、現非辦急振不可、正与蘇撫・寧藩等商籌、若無款可撥、懇兩公与諸善士急辦義賑、以助官力之不足。
- (48) 『愚見存稿』卷六九電報四六、寄北京電政大臣楊京堂士琦、光緒三十二年九月九日、呂大臣會電

江南北水災甚重、已公舉唐錫晉、劉康遐、柳暹等義振熟手、分派徐海、查放募啓。

- (49) 中国科学院文献情报中心所藏(北京)、光緒三四年一二月序、唐錫晉彙刊『籌辦秦湘淮義振徵信錄』卷上稟、丙午十月湘米在滬請墊尾款上江督蘇撫寧藩憲稟

現盛宮保籌銀六万、由寧兌銅元十万二千串、分作四分、每分二万五千五百串、派錫晉与邵令開洛、柳牧暹、劉令康遐、分振邵宿睢安四属。

- (50) 『愚見存稿』卷六九電報四六、寄江寧端制軍方等、光緒三二年一〇月二〇日

前因江南北水災極重、准玉帥、午帥、筱帥函電、属辦義振、以助官振之不足。除由上海紳商籌銀十二万兩、易錢二十万余千及棉衣等項、公舉義紳唐錫晉等八人、分赴徐淮海揚鎮等處、先拃最重之区、極貧散放每口千錢、約可救二十万人命。

- (51) 『愚見存稿』卷七〇——電報四七、寄端午帥、光緒三二年一月一日、呂大臣會電

頃拋海州義紳宋治基來電、官振現由鄉董地保造冊送州、係勻攤辦法、義振係經司事挨戶親查、極貧給票。章程不同、不能合辦。治基即日帶司事、親歷各災區查看、開辦俟官振放後、義振以補不足、為日正長、籌款匪易、不敢草率、候電示遵、等語。想徐淮各属亦必如此。向來、官振不過憑董保造冊呈送印委、分極次貧、勻攤每口極多、數百錢散放極遲、尅扣難免、且百姓皆稱喫皇糧、可不喫者亦都要喫。董保徇情、而不中飽者已算極好。宣官直東總司振務、親督查戶、洞察其弊、曾嚴懲印委稟院。以官作義、係將官振併掃義振、責成義紳隨查隨放、奏銷則列名官振若干、義振若干。……現已事急極、須定議乞公酌奪、如欲官義合辦、只可由公嚴飭、悉照義振章程、並加札各義紳、准義紳做主、委員監放。

- (52) 『愚見存稿』卷七〇——電報四七、寄端午帥、光緒三二年一月一日、呂大臣會電

楊道三十電稱、各州縣戶口未抽查齊、尚未核定放賑數目。文鼎之意、總以官義兩振併作、一起為妥。如能較浦廠稍優、飢民方肯聞振歸家、等語。似此仍是官振老法、必待查齊後放、餓死已多、等候不及、只得流亡。且核定勻攤弊病百出、義振係先定錢數、極貧每口一千、隨查隨放、方能救活人命、方能遏止流亡。

- (53) 『愚見存稿』卷七〇電報四七、寄端午帥、光緒三二年一月五日、呂大臣會電一七条が、同上卷七〇電報四七、寄端午帥、

光緒三二年一月七日、呂大臣會電で付加一条(第一八条)が提示された。以下で史料を提示するさいには、官義兩賑合辦章程第一条というように記す。

(54) 『愚見斉存稿』附録、行述

老於拯荒者謂、府君手訂義振辦法十八條、可奉為金科玉律也。

(55) 『愚見斉存稿』卷七一電報四八、寄端午帥、光緒三二年一月一日、並致呂大臣。

(56) 官義兩賑合辦章程第一條

一。徐淮海三屬銅山・邳州・宿遷、睢寧・蕭縣、海州、沐陽、贛榆、山陽、安東、桃源十一州縣、派總董十一人、專司查戶發票、派委員十一人、專司收票發錢。

第一七條

一。委員必需廉明幹練、方能濟事。応在省城遴選十數員、分批解錢前往、即留交袁楊兩道、差遣辦事、以期得力。

第一三條

一。義振總董、各准選帶司事十余人。委員須在四鄉、設立分局、驗票放錢、並須管理運錢之事、亦応准其選用妥當司事、薪水伙食作正開支。

第一二條

一。十一州縣、極貧戶口及流民回籍、如有百万人、每次約須放錢一百万千、本地換錢、勢必錢價頓漲。応由江寧幣局連夜附鑄、分批派員、運送清江轉運局、再行分運各州縣、能否隨查隨放、實以運錢能否接濟為斷。

(57) 官義兩賑合辦章程第一條

一。此次地庖人多、只能專放極貧、每大口給錢一千、小口減半、次貧不給。向來義振親查之際、遇有口少而病苦非一千能活者、准酌加口數、略為通融。總之票只填口數、不填錢數。

第八條

一。留養難分極次、遣散必須切實查驗、分別極次。護照暗作記号、按批造冊、註明住址、登明極次、俾可按籍補振、極貧一千、次貧五百、未便優異。

これに対して、署淮海海道楊文鼎は難民は帰郷後に次貧と極貧を認定するべきと主張している(『愚見斉存稿』卷七一電報四八、端午帥來電、光緒三二年一月一日、並致呂大臣、第五條)。

(58) 官義兩賑合辦章程第三條

一。春麥未種、為日方長。擬查放三次、每次一千、隔兩個月一放、一曰官冬振、一曰義振、一曰官春振。

第六條

一。官義既已歸併、振票自宜一律、錢款不論官義、先到之錢、即行先放。

第四條

一。初振放畢、收回旧票。因聞振婦來人口活動、故宜覆查、另給新票。相隔兩月工夫、二振三振底冊、可憑覆查自易。

第五條

一。現錢必須分運四鄉、隨查隨放。每村查畢、即条示三五日後赴某鎮領錢。至遠二三十里老弱、須要一日往返運錢之費、作正開支。

第一八條

一。已奏明、倘有侵吞振款入己情事、查明贓証確鑿、即請旨明正典刑、以昭炯戒。其有辦理不善各員、隨時分別撤換嚴懲。如有辦振得力之員、亦當懇恩從優獎勵。

(59)

『端忠敏公奏稿』卷八、江北工賑平糶辦理完竣摺、光緒三十三年四月

各屬冬賑、災民戶口、先經委員會同地方官、清查正散振間、適值駐滬商約大臣呂海寰、盛宣懷認籌錢一百万串、選派妥紳來放義振、係令隨查隨放、甚為簡捷、兼可杜絕一切弊端。且查派來各紳熟習振務、人亦樸實耐勞、遂與呂海寰、盛宣懷商明、將所有官發振款飭交該紳等、查照義振章程、一併核實散放、仍由地方官委員監視照料。

(60)

『端忠敏公奏稿』卷九、請獎辦賑義紳摺、光緒三十三年八月

自上年十一月之後、江北賑務漸臻就緒、實半資義紳之力。

(61)

『端忠敏公奏稿』卷七、冬賑就緒接辦春賑摺

查被災之海州等十三州縣、原查災民人數共一百五十六万、嗣由清江遣婦就賑者四五十万、覆查補賑者三十万、統計災民約二百四五十万。極貧每口放給冬賑錢一千元、次貧五百、小口遞減一半。自議定官賑義賑合辦、紳任查戶放錢、官任監視彈壓、遴派員紳、分投開辦、隨查隨放、不少耽延、辦理尚稱順手。

一九〇六年江北の水害・飢饉と救荒活動（堀地）

(62) 『端忠敏公奏稿』卷八、江北工賑平糶辦理完竣摺、光緒三十三年四月

呂海寰·盛宣懷與臣等籌商振務、電音日必數至、公忠誠懇、籌畫周詳。江北振務賴以漸臻就緒、截至本年正月冬賑一律辦完、官義合放共用錢二百萬串。

(63) 『端忠敏公奏稿』卷八、江北工賑平糶辦理完竣摺、光緒三十三年四月

惟自正月以至麥秋凡四閱月、為日甚長、春振尤關緊要、遂責成義紳、將各屬戶口切實復查、其睢寧·桃源·沐陽義紳不甚得力、電商呂海寰·盛宣懷撤換、另派接辦。……統計海州等十三州縣春振官義合放、共用錢三百餘萬串。蓋以去冬次貧之戶、交春已成極貧、又以各處資遣回籍飢民、及由山東·安徽等省聞振歸來、為數尤眾、是以比較冬振錢數加增。

(64) 官義兩賑合辦章程第一四條

一。各路糧食稀貴、由官派員購運、迅赴各屬平糶、不必於放錢之外、再另放糧食、致涉夾雜、災民得錢平糶、尤沾實惠。或以糶出之錢、轉輸運糧、或以充作振款、應由印委察看糧食有無為斷。

(65) 官義兩賑合辦章程第一五條

一。民間自運糧食、暫免稅釐、例應督撫給照、但各屬商民赴督署稟請發照、難免稽滯、應由督院札發准運使·徐道·淮道各一百張、准其就近填發呈報。

(66) 『端忠敏公奏稿』卷八、江北工賑平糶辦理完竣摺、光緒三十三年四月

臣等督飭司道設法、騰挪息借商款、派員先赴蕪湖·鎮江等處、購米數十萬石、分撥災區、開辦平糶。清江·海州兩處設局、轉運水陸、並進力求迅速、復於近省採辦番芋·糠粃、運往救急。又派員赴奉天·山東·直隸購辦高糧·玉米·豆餅、源源接濟。旋復籌借款項、赴四川採辦米石、分批運回、即遠至貴州之貴陽·鎮遠一帶、亦商請購運米穀接濟、一面在於各屬多設平糶局、減價出售、使災民領錢一千、可暗抵一千數百文之用、民食無虞缺乏、行店不致抬價居奇、即次貧之家亦復隱其惠。

(67) 『端忠敏公奏稿』卷九、請獎辦賑義紳摺、光緒三十三年八月

官糶米糧之外、呂海寰·盛宣懷復籌款十數萬兩、派紳分赴奉天·山東等省、採辦雜糧、由海道運至海州進口、分撥平糶。『端忠敏公奏稿』卷一一、振款第三案報銷摺、光緒三十四年六月

且維時災民四出、載道流離、拯濟之方、尤莫要於以工代賑、既以救災黎待斃之生、又可除地方將來之害、最為一舉兩得。當經分

派員紳、就近招集災民、分別築隄濬河、鑿掃建閘、並將応修之城垣橋路扨要修築、寓振撫於工作之中、藉補冬春賑之不逮。

(69) 『端忠敏公奏稿』卷八、江北工賑平糶辦理完竣摺、光緒三十三年四月

並在清河・沐陽・海州・贛榆・桃源等處、設廠施粥、由官籌撥米糧、辦至麥熟為止。其余如施散棉衣、收當牛隻、散給穀種、酌發医薬、通飭典商減讓農具息錢等事、隨時次第舉行。徐州五屬收養幼孩一萬有奇、現在振務辦竣、有家屬者飭令領歸、無家屬者籌款留養。並經徐州道袁世廉設法開辦孤寒學堂、窮民習芸所、清江地方經楊文鼎設立學芸所、收養年幼無依子女、以宏教育。

(70) 『端忠敏公奏稿』卷九、請獎辦賑人員摺、光緒三十三年九月

本年五月、各屬工賑等項、一律辦理完竣。

(71) 『端忠敏公奏稿』卷九、請獎辦賑義紳摺、光緒三十三年八月

綜計在事出力紳士、不下二百余人。

(72) 『端忠敏公奏稿』卷九、請獎辦賑人員摺、光緒三十三年九月

此外印委各員及武弁人員等、實共有六七百人之多。

(73) 外務省記録六―三一―八―四、変災及び救済關係雜件、中部支那江北飢饉救恤ノ件、明治四〇(一九〇七)年一月八日、上海總領

事館南京分館主任副領事より外務大臣宛「両江地方餓饉狀況報告ノ件」の付屬文書「両江總督端方賑款勸募ノ文(日文訳)」。

(74) 『申報』光緒三十三年一月一七日、江督批江南壽款局詳稟。

(75) 『申報』光緒三十三年一月一七日、勸諭准徐賑捐。

(76) 滬北仁濟堂に關しては、高橋孝助「一九八四」一二五―一二七頁、及び夫馬進「一九九七」六六三―六六七頁を参照した。

(77) 民国『上海県統志』卷二建置上、滬北仁濟堂

遇事水旱偏災、設協賑公所、歷辦順直晉豫皖鄂江南北義賑、集款甚鉅。

(78) 楊劍利「二〇〇〇」六二頁。なお、上海協賑公所は高橋孝助「一九八六」二四一―二四四で論じられている「上海助賑公所」と同一の組織であろう。また、高橋孝助「二〇〇〇b」七七―七八頁参照。

(79) 『江北飢饉調査報告書』第四章第二節。結成の年月は『申報』光緒三十三年一月二十九日、華洋義振善會辦事董事為災黎請命文(訳

一九〇六年江北の水害・飢饉と救荒活動(堀地)

字林報)による。

- (80) 『申報』光緒三十二年二月二十七日、華洋義賑會集議後上呂都統・盛宮保・曾觀察書。
- (81) 『端忠敏公奏稿』卷九、請嘉獎洋員片、光緒三十三年九月。
- (82) 『東亞同文會報告』第八六回、時報、米國大統領卜清國飢饉、一九〇七年一月。
- (83) 『申報』光緒三十二年二月十九日、仁濟善堂經收徐海賑捐特誌。
- (84) 『申報』光緒三十二年二月二十六日、日領事核准免收江北賑糧車費。
- (85) 丁戊奇荒時の活動は高橋孝助「一九八六」一四四頁、同「二〇〇〇b」七七〜七八頁による。それ以外は、『愚見寄存稿』附録、行述より記述した。

参考文献一覽 (日中英の音順)

- 川井悟「一九八三」『華洋義賑會と中国農村』(同朋舎)
- 高橋孝助「一九八四」『滬北棲流公所の成立』『宮城教育大学紀要』一九(第一分冊)
- 「一九八六」『光緒初年の華北大旱災救済活動における上海』『宮城教育大学紀要』二二(第一分冊)
- 「二〇〇〇a」『早災時に見られる貧困農村の崩壊と再生』『現代中国研究』六
- 「二〇〇〇b」『公益善拳』と経元善「日本上海史研究会『上海』汲古書院
- 夫馬進「一九九七」『中国善會善堂史研究』(同朋舎出版)
- 堀地明「二〇〇三」『清代嘉慶・道光年間の搶糧搶米風潮』『大阪市立大学東洋史論叢』一三
- 「二〇〇四」『清代搶糧搶米風潮の年表及び長期傾向分析』『北九州市立大学外国語学部紀要』一一一
- 山本進「二〇〇〇」『清代直隸の棉業と李鴻章の直隸統治』『清代の市場構造と經濟政策』(名古屋大学出版会、二〇〇二)
- 吉澤誠一郎「二〇〇〇」『光緒初年の早災と広仁堂』同著『天津の近代』(名古屋大学出版会、二〇〇二)
- 池子華「一九九六」『近代淮北流民問題的幾個側面』香港中文大学中国文化研究所『二十一世紀』一九九六年二月号

- 〔一九九九〕「近代農業生産条件悪化与流民現象」『中国農史』一九九一—二
 何漢威〔一九八三〕『光緒初年（一八七六—一八七九）華北の大旱災』中文大學出版社
 康沛竹〔二〇〇二〕『災荒与晚清政治』（北京大學出版社）
 李文海・林敦奎・周源・宮明〔一九九〇〕『近代中国災荒紀年』（湖南教育出版社）
 李文海・周源〔一九九二〕『災荒与飢饉』（高等教育出版社）
 李文海・程獻・劉仰東・夏明方〔一九九四〕『中国近代十大災荒』（上海人民出版社）
 李文海〔一九九五〕『世紀之交的晚清社会』（中国人民大学出版社）
 呂美頤〔一九九五〕「略論清代災賑制度中的弊端与防弊措施」『鄭州大學學報（哲学社会科学版）』一九九五—四
 王日根〔一九九四〕「明清時期蘇北水災原因初探」『中国社会經濟史研究』一九九四—二
 王業紅〔二〇〇一〕「光緒三十二年徐淮海災賑中的官義合辦」『江西社会科学』二〇〇一—二二
 吳滔〔一九九二〕「建国以來明清農業自然災害研究綜述」『中国農史』一九九二—四
 朱濬〔二〇〇三〕「二十世紀清代災荒史研究述評」『清史研究』二〇〇三—二一
 夏明方〔一九九二〕「也談“丁戊奇荒”」『清史研究』一九九二—四
 〔一九九三〕「清季“丁戊奇荒”的賑濟及善後問題初探」『近代史研究』一九九三—二二
 〔一九九七〕「論一八七六至一八七九年間西方新教傳教士的对華賑濟事業」『清史研究』一九九七—二
 〔二〇〇〇〕『民国時期自然災害与鄉村社会』（中華書局）
 楊劍利〔二〇〇〇〕「晚清社会救濟救治功能的演變」『清史研究』二〇〇〇—四
 余新忠〔一九九六〕「一九八〇年以來國內明清社会救濟史研究綜述」『中国史研究動態』一九九六—九
 Paul R. Bohr [1972] *Famine in China and the Missionary, East Asian Center, Harvard University Press*

〔補記〕 本稿脱稿後に弁納才一「二〇世紀前半における米穀生産をめぐる蘇北と蘇南の經濟關係」〔『東洋史研究』六三—四、二〇〇五年三月〕が発表された。本稿よりも時代は下るが、江北の社会經濟を理解する上で詳細か

つ貴重な知見が提示されているが、その内容を本稿に反映させることはできなかった。